

## ◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部を次のように改正し、2021年5月27日から施行する。

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(普通乗車券の発売)</p> <p><b>第26条</b> 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。</p> <p>(1) 片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、第68条第4項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。</p> <p>(2) 往復乗車券 往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であって、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の経路が異なる場合であっても、その異なる経路が第16条の3に掲げる左欄及び右欄の経路相互である場合は往復乗車券を発売する。</p> <p>(3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が2区間のものに限る。）をそれぞれ1回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(普通乗車券の発売)</p> <p><b>第26条</b> 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。</p> <p>(1) 片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、第68条第4項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。</p> <p>(2) 往復乗車券 往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であって、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の経路が異なる場合であっても、その異なる経路が第16条の3に掲げる左欄及び右欄の経路相互である場合は往復乗車券を発売する。</p> <p>(3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が2区間のものに限る。）をそれぞれ1回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。</p> <p><u>(普通乗車券の発売方)</u></p> <p><b>第26条の2</b> 次の各号に掲げる場合は、前条及び第68条第4項の規定により、それぞれ片道乗車券又は連続乗車券を発売する。</p> <p>(1) 環状線一周となる経路の場合は、片道乗車券を発売する。</p> <p>(2) 営業キロ又は第14条の2に規定する擬制キロ若しくは運賃計算キロを打ち切って普通旅客運賃を計算する場合は、前条第2号の場合を除き、環状線一周となる駅又は折返しとなる駅を着駅及び発駅とする連続乗車券を発売する。</p> <p>(中略)</p>

改正前	改正後
<p>(急行券の発売)</p> <p><b>第57条</b> 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合(第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。)は、旅客車及び座席を指定しない。</p> <p>(ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。</p> <p>(二) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>ロ 立席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。</p> <p>ハ 自由席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(別に定める区間ににおける特別急行列車の座席を含む。以下同じ。)を使用する場合に、乗</p>	<p>(急行券の発売)</p> <p><b>第57条</b> 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合(第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。)は、旅客車及び座席を指定しない。</p> <p>(ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。</p> <p>(二) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>ロ 立席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。</p> <p>ハ 自由席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(別に定める区間ににおける特別急行列車の座席を含む。以下同じ。)を使用する場合に、乗</p>

改正前	改正後
<p>車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>二 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。</p> <p>(イ) 新幹線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 隣接駅間（九州新幹線を除く。）及び以下の区間 東京・新横浜間 三島・静岡間 静岡・浜松間 豊橋・名古屋間 福山・三原間 三原・広島間 新山口・新下関間 東京・大宮間 古川・一ノ関間 一ノ関・北上間 北上・盛岡間 熊谷・高崎間 博多・久留米間</li> <li>b 東京・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間</li> <li>c 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間</li> <li>d 小倉・新鳥栖間及び小倉・久留米間</li> <li>e 東京・博多間を運転する特別急行列車のぞみ号（以下「のぞみ号」という。）又は新大阪・鹿児島中央間を運転する特別急行列車みずほ号（以下「みずほ号」という。）に乗車する場合（第7項の規定により特別急行券を発売する場合を含む。）の新幹線停車駅相互間（博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間及びaからdまでに定める区間を除く。）</li> <li>f 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間</li> </ul>	<p>車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>二 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあっては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。</p> <p>(イ) 新幹線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 隣接駅間（九州新幹線を除く。）及び以下の区間 東京・新横浜間 三島・静岡間 静岡・浜松間 豊橋・名古屋間 福山・三原間 三原・広島間 新山口・新下関間 東京・大宮間 古川・一ノ関間 一ノ関・北上間 北上・盛岡間 熊谷・高崎間 博多・久留米間</li> <li>b 東京・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間</li> <li>c 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間</li> <li>d 小倉・新鳥栖間及び小倉・久留米間</li> <li>e 東京・博多間を運転する特別急行列車のぞみ号（以下「のぞみ号」という。）又は新大阪・鹿児島中央間を運転する特別急行列車みずほ号（以下「みずほ号」という。）に乗車する場合（第7項の規定により特別急行券を発売する場合を含む。）の新幹線停車駅相互間（博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間及びaからdまでに定める区間を除く。）</li> <li>f 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間</li> </ul>

改正前	改正後
<p>g 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間      h 七戸十和田・奥津軽いまべつ間      i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間（a、f、g及びhに定める区間を除く。）      (ロ) 新幹線以外の線区          鳥取・出雲市間（100キロメートル以内の区間を除く。）          米子・益田間（100キロメートル以内の区間を除く。）          盛岡・秋田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。）      (ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。</p> <p>(2) 普通急行券      普通急行列車の座席車（第13条第3項の規定により寝台車を座席車として使用する場合の寝台車を含む。）又は寝台車に乗車する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。</p> <p>(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、</p>	<p>g 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間      h 七戸十和田・奥津軽いまべつ間      i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間（a、f、g及びhに定める区間を除く。）      (ロ) 新幹線以外の線区          鳥取・出雲市間（100キロメートル以内の区間を除く。）          米子・益田間（100キロメートル以内の区間を除く。）          盛岡・秋田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。）      (ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。</p> <p>(2) 普通急行券      普通急行列車の座席車（第13条第3項の規定により寝台車を座席車として使用する場合の寝台車を含む。）又は寝台車に乗車する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。</p> <p>(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、</p>

改正前	改正後
<p>徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>3 団体旅客又は貸切旅客に対する急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。この場合、指定席特急券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p> <p>4 特別急行列車の乗車区間の一部区間にについて座席の指定ができない場合であって、その区間が立席特急券、自由席特急券、特定特急券又は未指定特急券を発売する区間であるときは、当該区間にについて座席を指定しないで指定席特急券を発売することがある。</p> <p>5 新幹線の2個以上の特別急行列車を駅において出場しないで乗り継ぐ旅客に対し、第1項第1号ロ及び第2項の規定により立席特急券を発売する場合は、別に定めるところによりその一部区間にについて乗車する列車を指定しないで発売することがある。</p> <p>6 前各項の規定によって急行券を発売する場合、2個以上の急行列車が一部区間に併結運転する場合の当該急行列車又は旅客車を直通して運転する2個以上の急行列車は、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。ただし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車及び別に定める急行列車を除く。</p>	<p>徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>3 団体旅客又は貸切旅客に対する急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。この場合、指定席特急券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p> <p>4 特別急行列車の乗車区間の一部区間にについて座席の指定ができない場合であって、その区間が立席特急券、自由席特急券、特定特急券又は未指定特急券を発売する区間であるときは、当該区間にについて座席を指定しないで指定席特急券を発売することがある。</p> <p>5 新幹線の2個以上の特別急行列車を駅において出場しないで乗り継ぐ旅客に対し、第1項第1号ロ及び第2項の規定により立席特急券を発売する場合は、別に定めるところによりその一部区間にについて乗車する列車を指定しないで発売することがある。</p> <p>6 前各項の規定によって急行券を発売する場合、2個以上の急行列車が一部区間に併結運転する場合の当該急行列車又は旅客車を直通して運転する2個以上の急行列車は、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。ただし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車及び別に定める急行列車を除く。</p>

改正前	改正後
7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合（のぞみ号又はみづほ号（以下これらを「のぞみ号等」という。）を乗り継いで乗車する場合及びのぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。）であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間にに対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売することがある。この場合、指定席特急券の発売にあたっては、乗車区間の一部について座席の指定ができない場合であって、その区間が立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する区間であるときは、当該区間にについて座席を指定しないで発売することがある。また、立席特急券の発売にあたっては、別に定めるところによりその一部区間にについて乗車する列車を指定しないで発売することがある。	7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合（のぞみ号又はみづほ号（以下これらを「のぞみ号等」という。）を乗り継いで乗車する場合及びのぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。）であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間にに対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売することがある。この場合、指定席特急券の発売にあたっては、乗車区間の一部について座席の指定ができない場合であって、その区間が立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する区間であるときは、当該区間にについて座席を指定しないで発売することがある。また、立席特急券の発売にあたっては、別に定めるところによりその一部区間にについて乗車する列車を指定しないで発売することがある。
8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・新函館北斗間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間にに対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売する。	8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・新函館北斗間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間にに対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売する。
9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。 (1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。 (2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。 (3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かもめ号。 (4) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。 (5) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。	9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。 (1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。 (2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。 (3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かもめ号。 (4) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。 (5) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。
10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかっこ内の駅発又は着となる場合に限る	10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかっこ内の駅発又は着となる場合に限る

改正前	改正後
<p>り、指定席特急券を発売する。</p> <p>(1) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）  (2) 土讃線高知・窪川間（高知）</p>	<p>り、指定席特急券を発売する。</p> <p>(1) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）  (2) 土讃線高知・窪川間（高知）</p>
<p>11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの(イ)の指定席特急券を発売する場合は、自由席特急券に別に定める指定料金券を添付し、指定席特急券として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。</p>	<p>11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの(イ)の指定席特急券を発売する場合は、自由席特急券に別に定める指定料金券を添付し、指定席特急券として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。</p>
<p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(特定の特別急行券の発売)</p>	<p>(特定の特別急行券の発売)</p>
<p><b>第57条の3</b> 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p>	<p><b>第57条の3</b> 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p>
<p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>1月16日から2月末日まで  6月1日から同月30日まで  9月1日から同月30日まで  11月1日から12月20日まで</p>	<p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>1月16日から2月末日まで  6月1日から同月30日まで  9月1日から同月30日まで  11月1日から12月20日まで</p>
<p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>3月21日から4月5日まで  4月28日から5月6日まで  7月21日から8月31日まで</p>	<p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>3月21日から4月5日まで  4月28日から5月6日まで  7月21日から8月31日まで</p>

改正前	改正後
<p>12月25日から翌年1月10日まで</p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、<u>別</u>に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。<u>ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</u></p>	<p>12月25日から翌年1月10日まで</p> <p>2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、<u>次の各号</u>に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>イ 山手線、赤羽線、南武線、武藏野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線 中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・三島間及び伊東線</p> <p>ロ 仙山線、北上線及び奥羽本線中秋田・青森間</p> <p>ハ 磐越西線中郡山・喜多方間</p> <p>ニ 白新線及び羽越本線中新発田・秋田間</p> <p>ホ 大阪環状線、関西本線中新今宮・天王寺間、阪和線中天王寺・和歌山間、関西空港線及び紀勢本線中和歌山・新宮間</p> <p>ヘ 奈良線及び関西本線中木津・天王寺間</p> <p>ト 東海道本線中京都・神戸間、山陽本線中神戸・姫路間、福知山線、播但線、山陰本線中京都・浜坂間及び舞鶴線</p> <p>チ 七尾線</p> <p>リ 九州旅客鉄道会社内各線</p> <p>(2) 宇野線中岡山・茶屋町間、本四備讃線及び予讃線に運転する特別急行列車で、西日本旅客鉄道会社線内又は西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがる場合の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。</p> <p>(3) 四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の50km以内の停車駅相互間。ただし、25kmを超える50km以内の指定席特急券を除く。</p> <p>(4) 東海旅客鉄道会社線内の次に掲げる区間</p> <p>イ 関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間（伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合で、これを通じて特別急行券を発売するときを含む。）、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する特別急行列車の50km以内の停車駅相互間。た</p>

改正前	改正後
<p>3 第63条第1項の規定により指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券と同時に指定席特急券を発売する場合(特別車両の座席、寝台又はコンパートメント個室を使用する区間と特別急行列車の利用区間が異なる場合を含む。)は、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p>4 旅客が、東北本線(新幹線)の特別急行列車と奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車(第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含む。)とを福島駅において直接乗継ぎをする場合(当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。)、又は東北本線(新幹線)若しくは東北新幹線の特別急行列車と田沢湖線、奥羽本線大曲・秋田間の特別急行列車とを盛岡駅において直接乗継ぎをする場合(当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。)で、次の各号に該当するときは、奥羽本線福島・新庄間及び盛岡・秋田間の1個の特別急行列車に対して別に定める特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合。</p> <p>(2) 当該乗車に必要な乗車券及び特別急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の特別急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。</p> <p>5 旅客が、新大阪・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線</p>	<p>だし、立席特急券及び自由席特急券に限る。</p> <p>ロ 御殿場線中松田・沼津間に運転する特別急行列車の30km以内の停車駅相互間。</p> <p>ハ 東海道本線中次に掲げる区間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。</p> <p>(イ) 三島・静岡間</p> <p>(ロ) 静岡・浜松間</p> <p>(ハ) 豊橋・名古屋間</p> <p>(5) 博多南線に運転する特別急行列車の博多・博多南相互間</p> <p>(6) 上越線に運転する特別急行列車の越後湯沢・ガーラ湯沢相互間</p> <p>(7) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の150km以内の停車駅相互間</p> <p>(8) 前各号の規定にかかわらず、別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。</p> <p>3 第63条第1項の規定により指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券と同時に指定席特急券を発売する場合(特別車両の座席、寝台又はコンパートメント個室を使用する区間と特別急行列車の利用区間が異なる場合を含む。)は、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p>4 旅客が、東北本線(新幹線)の特別急行列車と奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車(第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含む。)とを福島駅において直接乗継ぎをする場合(当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。)、又は東北本線(新幹線)若しくは東北新幹線の特別急行列車と田沢湖線、奥羽本線大曲・秋田間の特別急行列車とを盛岡駅において直接乗継ぎをする場合(当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。)で、次の各号に該当するときは、奥羽本線福島・新庄間及び盛岡・秋田間の1個の特別急行列車に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</p> <p>(1) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合。</p> <p>(2) 当該乗車に必要な乗車券及び特別急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の特別急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。</p> <p>5 旅客が、新大阪・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線</p>

改正前	改正後
<p>停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に對して特定の特別急行料金によつて指定席特急券を発売する。</p>	<p>停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に對して特定の特別急行料金によつて指定席特急券を発売する。</p>
<p>6 旅客が、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に對して特定の特別急行料金によつて指定席特急券を発売する。</p>	<p>6 旅客が、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に對して特定の特別急行料金によつて指定席特急券を発売する。</p>
<p>（特定の普通急行券の発売）</p>	<p>（特定の普通急行券の発売）</p>
<p><b>第 57 条の4</b> 第 57 条第 1 項第 2 号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅客が<u>別</u>に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によつて普通急行券を発売する。</p>	<p><b>第 57 条の4</b> 第 57 条第 1 項第 2 号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅客が<u>次の各号</u>に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によつて普通急行券を発売する。</p>
	<p class="list-item-l1">(1) 北海道旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間</p> <p class="list-item-l1">(2) 四国旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間</p> <p class="list-item-l1">(3) 九州旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間</p> <p class="list-item-l1">(4) 門司港若しくは下曾根・博多間、吉松・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（50km以内の区間を除く）</p> <p class="list-item-l1">(5) 鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（25km以内の区間を除く）</p> <p class="list-item-l1">(6) 国分・鹿児島中央間若しくは霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（25km以内の区間を除く）</p> <p class="list-item-l1">(7) 関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間（伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合で、これを通じて普通急行券を発売するときを含む）、御殿場線中松田・沼津間、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する普通急行列車の30km以内の停車駅相互間</p> <p class="list-item-l1">(8) 山手線、赤羽線、南武線、武藏野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・熱海間、伊東線、白新線、羽越本線中新発田・秋</p>

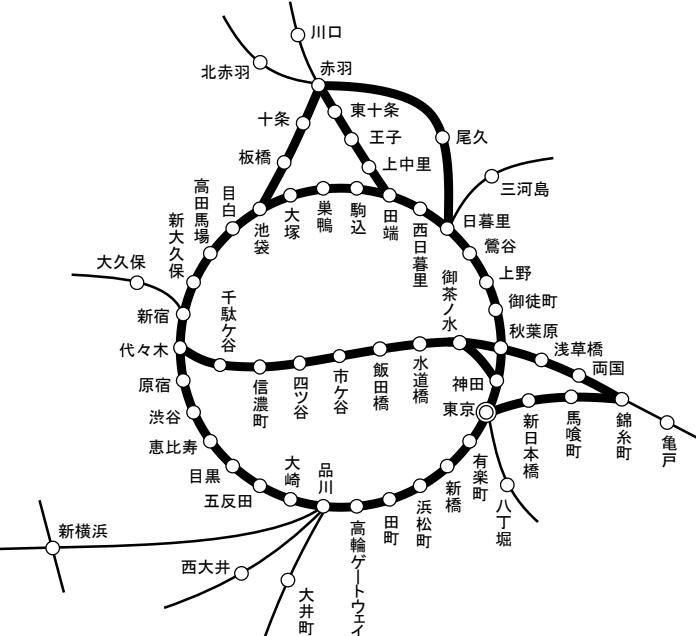
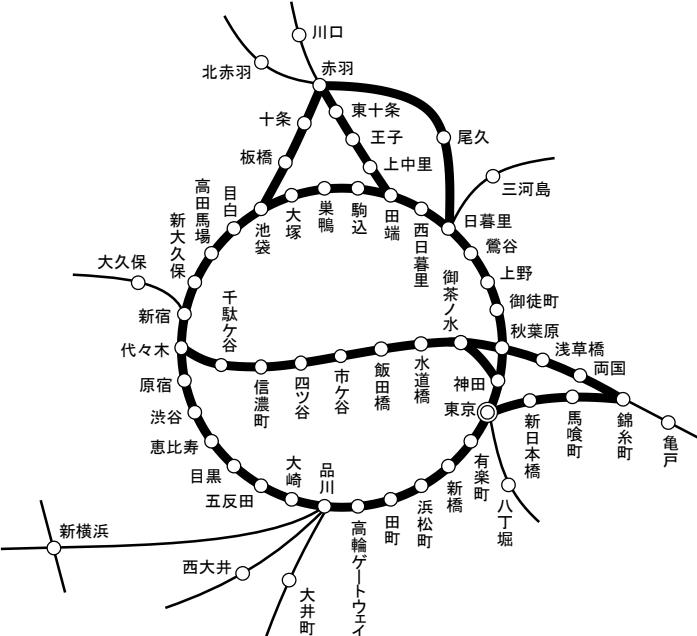
改正前	改正後
<p>(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p><b>第 58 条</b> 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 指定席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。 (イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき (ロ) 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</li> <li>ロ 自由席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</li> </ul> <p>(2) 特別車両券(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 指定席特別車両券(B) 普通列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。</li> <li>ロ 自由席特別車両券(B) 普通列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</li> </ul> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄</p>	<p><u>田間、仙山線、北上線、磐越西線中郡山・喜多方間及び奥羽本線中秋田・青森間に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間</u></p> <p><u>(9) 七尾線に運転する普通急行列車の停車駅相互間（50km以内の区間を除く）</u></p> <p>(中略)</p> <p>(特別車両券の発売)</p> <p><b>第 58 条</b> 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 特別車両券(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 指定席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。 (イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき (ロ) 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</li> <li>ロ 自由席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</li> </ul> <p>(2) 特別車両券(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 指定席特別車両券(B) 普通列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。</li> <li>ロ 自由席特別車両券(B) 普通列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。</li> </ul> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄</p>

改正前	改正後
<p>早稲田方面) の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠(越後湯沢方面) の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面) の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。</p> <p>(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両(個室及びDXグリーンを除く。)に乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車の特別車両又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p>	<p>早稲田方面) の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠(越後湯沢方面) の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面) の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p> <p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(3) 岡山・窪川間及び高松・窪川間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は高知駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間を除く。</p> <p>(4) 岡山・牟岐間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、徳島駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(5) 徳島・高知間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、阿波池田駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p> <p>(7) 京都・鳥取間及び新大阪・鳥取間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、福知山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、京都・福知山間の特別急行列車の停車駅と新大阪・福知山間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両(個室及びDXグリーンを除く。)に乗車する場合であって、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車の特別車両又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p>

改正前	改正後
<p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間にに対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 別表第1号の3に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス（A）」といふ。）とグランクラス（A）以外のグランクラス（以下「グランクラス（B）」といふ。）とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(2) グランクラス（A）とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(3) グランクラス（B）とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(4) グランクラス（A）及びグランクラス（B）とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>4 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が<u>第59条の2第2号</u>に規定する区間内相互間を運転する2個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、1個の普通列車とみなして1枚の自由席特別車両券（B）を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 来宮以遠（伊豆多賀方面）の各駅と函南以遠（三島方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(2) 高輪ゲートウェイ以遠（田町方面）の各駅と大崎以遠（五反田方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(3) 十条以遠（板橋方面）の各駅と東十条以遠（王子方面）の各駅又は尾久駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(4) 川崎以遠（蒲田方面）の各駅と新川崎以遠（武蔵小杉方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(5) 西大井以遠（武蔵小杉方面）の各駅と大井町以遠（大森方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(6) 土呂以遠（東大宮方面）の各駅と宮原以遠（上尾方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(7) 東千葉以遠（都賀方面）の各駅と本千葉以遠（蘇我方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p>	<p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス（以下「グランクラス」という。）を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間にに対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 別表第1号の3に定める特別急行列車のグランクラス（以下「グランクラス（A）」といふ。）とグランクラス（A）以外のグランクラス（以下「グランクラス（B）」といふ。）とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(2) グランクラス（A）とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(3) グランクラス（B）とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(4) グランクラス（A）及びグランクラス（B）とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>4 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が<u>第130条第1項第2号</u>に規定する区間内相互間を運転する2個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、1個の普通列車とみなして1枚の自由席特別車両券（B）を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 来宮以遠（伊豆多賀方面）の各駅と函南以遠（三島方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(2) 高輪ゲートウェイ以遠（田町方面）の各駅と大崎以遠（五反田方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(3) 十条以遠（板橋方面）の各駅と東十条以遠（王子方面）の各駅又は尾久駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(4) 川崎以遠（蒲田方面）の各駅と新川崎以遠（武蔵小杉方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(5) 西大井以遠（武蔵小杉方面）の各駅と大井町以遠（大森方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(6) 土呂以遠（東大宮方面）の各駅と宮原以遠（上尾方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p> <p>(7) 東千葉以遠（都賀方面）の各駅と本千葉以遠（蘇我方面）の各駅との相互間を乗車する場合</p>

改正前	改正後
(8) 錦取以遠（誉田方面）の各駅と浜野以遠（八幡宿方面）の各駅との相互間を乗車する場合	(8) 錦取以遠（誉田方面）の各駅と浜野以遠（八幡宿方面）の各駅との相互間を乗車する場合
(9) 酒々井以遠（成田方面）の各駅と南酒々井以遠（榎戸方面）の各駅との相互間を乗車する場合	(9) 酒々井以遠（成田方面）の各駅と南酒々井以遠（榎戸方面）の各駅との相互間を乗車する場合
(10) 三河島以遠（南千住方面）の各駅と尾久以遠（赤羽方面）の各駅との相互間を乗車する場合	(10) 三河島以遠（南千住方面）の各駅と尾久以遠（赤羽方面）の各駅との相互間を乗車する場合
(11) 神田以遠（秋葉原方面）の各駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間を乗車する場合	(11) 神田以遠（秋葉原方面）の各駅と新日本橋以遠（馬喰町方面）の各駅との相互間を乗車する場合
5 第1項の規定にかかわらず、急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は第57条第9項の各号に規定する一部区間を普通列車として運転する急行列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、全区間にに対して、1枚の特別車両券(A)を発売する。	5 第1項の規定にかかわらず、急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は第57条第9項の各号に規定する一部区間を普通列車として運転する急行列車の特別車両にまたがって乗車する旅客に対しては、全区間にに対して、1枚の特別車両券(A)を発売する。
6 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車の特別車両に当該線区をまたがって乗車する場合（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）は、新幹線の区間（第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。）と新幹線以外の区間（第2項第6号の規定により特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。）を通じた全区間にに対して1枚の特別車両券を発売する。ただし、別に定めるところにより特別急行列車ごとに発売することがある。 (1) 東京・新庄間（東北本線（新幹線）、奥羽本線経由） (2) 東京・秋田間（東北本線（新幹線）、田沢湖線、奥羽本線経由）	6 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車の特別車両に当該線区をまたがって乗車する場合（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）は、新幹線の区間（第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。）と新幹線以外の区間（第2項第6号の規定により特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。）を通じた全区間にに対して1枚の特別車両券を発売する。ただし、別に定めるところにより特別急行列車ごとに発売することがある。 (1) 東京・新庄間（東北本線（新幹線）、奥羽本線経由） (2) 東京・秋田間（東北本線（新幹線）、田沢湖線、奥羽本線経由）
7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両を、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間にに対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売することがある。	7 第1項本文の規定にかかわらず、旅客が東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両を、駅において出場しないで乗継ぎとなるときは、全区間にに対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売することがある。
8 団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。この場合、指定特別車両券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。	8 団体旅客又は貸切旅客に対する特別車両券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。この場合、指定特別車両券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。
9 第1項第1号イの規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対する特別車両券(A)の発売に準用する。	9 第1項第1号イの規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対する特別車両券(A)の発売に準用する。
10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車す	10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車す

改正前	改正後
<p>る場合は、乗車区間が当該各号末尾のかっこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）  (2) 土讃線高知・窪川間（高知）</p> <p>11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。</p>	<p>る場合は、乗車区間が当該各号末尾のかっこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）  (2) 土讃線高知・窪川間（高知）</p> <p>11 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限って取り扱う。</p>
<p><u>(特定の特別車両券(A)の発売)</u></p> <p><u>第 59 条 前条第 1 項第 1 号の規定により特別車両券(A)を発売する場合で、旅客が、別に定める区間を乗車するときは、特定の特別車両料金によって特別車両券(A)を発売する。</u></p>	<p><u>第 59 条 削除</u></p> <p style="text-align: right;">(削る)</p>
<p><u>(特定の特別車両券(B)の発売)</u></p> <p><u>第 59 条の 2 第58条第 1 項第 2 号の規定により特別車両券(B)を発売する場合で、旅客が、次の各号に定める線区又は区間に運転する列車の停車駅相互間を乗車するときは、特定の特別車両料金によって特別車両券(B)を発売する。</u></p> <p>(1) 九州旅客鉄道会社内各線  (2) 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・黒磯間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武藏浦和・大宮間、常磐線日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間、成田線中佐倉・成田空港間（ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。）</p>	<p><u>(寝台券の発売)</u></p> <p><u>第 60 条 旅客が、寝台を使用する場合は、次の各号に定めるところにより、寝台券を発売する。</u></p> <p>(1) A寝台券  A寝台を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、乗車区間、寝台番号</p>
	<p><u>(寝台券の発売)</u></p> <p><u>第 60 条 旅客が、寝台を使用する場合は、次の各号に定めるところにより、寝台券を発売する。</u></p> <p>(1) A寝台券  A寝台を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、乗車区間、寝台番号</p>

改正前	改正後
<p>及び寝台の段別又は個室別を指定して発売する。</p> <p>(2) B寝台券 B寝台を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、乗車区間、寝台番号及び寝台の段別又は個室別を指定して発売する。</p> <p>(中略)</p> <p><b>第70条</b> 第67条の規定にかかわらず、旅客が次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の最も短い営業キロによって計算する。この場合、太線内は、経路の指定を行わない。</p>  <p>2 蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅と前条第1項第5号に掲げるいづれかの経路を経由して前項に掲げる図の太線区間を大久保以遠（東中野方面）、三河島以遠（南千住方面）、川口以遠（西川口方面）又は北赤羽以遠（浮間舟渡方面）へ通過する場合の普通旅客運賃・料金は、第67条及び前条第1項第5号の規定にかかわらず、外房線蘇我・千葉間、総武本線千葉・錦糸町間及び前項に掲げる図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。</p>	<p>及び寝台の段別又は個室別を指定して発売する。</p> <p>(2) B寝台券 B寝台を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、乗車区間、寝台番号及び寝台の段別又は個室別を指定して発売する。</p> <p>(中略)</p> <p><b>第70条</b> 第67条の規定にかかわらず、旅客が次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の最も短い営業キロによって計算する。この場合、太線内は、経路の指定を行わない。</p>  <p>2 蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅と前条第1項第5号に掲げるいづれかの経路を経由して前項に掲げる図の太線区間を大久保以遠（東中野方面）、三河島以遠（南千住方面）、川口以遠（西川口方面）又は北赤羽以遠（浮間舟渡方面）へ通過する場合の普通旅客運賃・料金は、第67条及び前条第1項第5号の規定にかかわらず、外房線蘇我・千葉間、総武本線千葉・錦糸町間及び前項に掲げる図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。</p>

改正前	改正後
	<p>(特定列車に対する旅客運賃及び料金の計算経路の特例)</p> <p><b>第 70 条の 2</b> 次の各号に掲げる場合で、当該各号の末尾のかっこ内の上段の区間を乗車するときは、第 67 条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによって急行料金及び特別車両料金を計算する。</p> <p>(1) 赤羽以遠（川口方面）の各駅と池袋以遠（日高方面）の各駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">東北本線及び山手線</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○赤羽線</span> </div> <p>(2) 代々木以遠（新宿方面）の各駅と錦糸町以遠（亀戸方面）の各駅との相互間を、山手線、東海道本線及び総武本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">山手線、東海道本線中品川・東京間及び総武本線中東京・錦糸町間</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○中央本線及び総武本線御茶ノ水・錦糸町間</span> </div> <p>(3) 岡谷以遠（下諏訪方面）の各駅と塩尻以遠（洗馬又は広丘方面）の各駅との相互間を中央本線（辰野経由）で直通運転する急行列車に乗車するとき</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">中央本線（辰野経由）</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○中央本線（みどり湖経由）</span> </div> <p>(4) 尼崎以遠（塚本方面）の各駅と和田山以遠（養父方面）の各駅との相互間を、山陽本線、播但線及び山陰本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">山陽本線、播但線及び山陰本線</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○東海道本線、福知山線及び山陰本線</span> </div> <p>(5) 赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅と品川駅との相互間及び、品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅と赤羽駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">東北本線及び山手線</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○東北本線及び東海道本線</span> </div> <p>2 前項各号に掲げる列車で当該各号の末尾のかっこ内の上段の区間を乗車する場合、その区間ににおいて途中下車しない限り、第67条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによって旅客運賃を計算することがある。このとき、乗車券の券面の経路は、旅客運賃の計算の経路を表示する。</p>

改正前	改正後
<p>(営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方)</p> <p><b>第71条</b> 営業キロを定めていない区間にについて旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。</p> <p>(1) 駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発又は着の営業キロによる。ただし、別に定める場合は、その乗降場の内方にある駅発又は着の営業キロによる。</p> <p>(2) 車内において乗車券類の発売その他の取扱いをする場合で、その取扱区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その外方にある停車駅を起点又は終点とした営業キロによる。</p> <p>2 前項の規定は、幹線と地方交通線を連続して乗車するときの旅客運賃を計算する場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第74条の4</b> 第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を收受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を收受する。</p> <p>(1) 個室乗車区間にに対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額（10円未満の端数がある場合は、端数整理した額）</p> <p>(2) 個室乗車区間にに対する無割引の大人特別急行料金の半額（10円未満の端数がある場合は、端数整理した額）</p> <p>(3) 個室乗車区間にに対する無割引の特別車両料金</p> <p>2 前項の規定は、第57条第1項第1号イの(ハ)及び第58条第9項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四季島号+及び36ぷらす3号+を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を收受するほか、当該個室に適用する1室当たりの特別車両料金を收受する。こ</p>	<p>(営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方)</p> <p><b>第71条</b> 営業キロを定めていない区間にについて旅客運賃・料金を計算する場合は、次の各号による。</p> <p>(1) 駅と駅との中間に旅客の乗降を認めるときは、その乗降場の外方にある駅発又は着の営業キロによる。ただし、別に定める場合は、その乗降場の内方にある駅発又は着の営業キロによる。</p> <p>(2) 車内において乗車券類の発売その他の取扱いをする場合で、その取扱区間の起点又は終点が当該列車の停車駅と停車駅との中間にあるときは、その外方にある停車駅を起点又は終点とした営業キロによる。</p> <p>2 前項の規定は、幹線と地方交通線を連続して乗車するときの旅客運賃を計算する場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第74条の4</b> 第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人员の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、别に定める場合を除き、実际乗車人员に対する所定の旅客运賃及び料金を收受するほか、不足人员分について、次の各号（特别车両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を收受する。</p> <p>(1) 個室乗車区間にに対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額（10円未満の端数がある場合は、端数整理した額）</p> <p>(2) 個室乗車区間にに対する無割引の大人特別急行料金の半額（10円未満の端数がある場合は、端数整理した額）</p> <p>(3) 個室乗車区間にに対する無割引の特别車両料金</p> <p>2 前項の規定は、第57条第1項第1号イの(ハ)及び第58条第9項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四季島号+及び36ぷらす3号+を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人员の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実际乗車人员に対する旅客运賃及び特别急行料金を收受するほか、当該個室に適用する1室当たりの特别車両料金を收受する。この場合、乗</p>

改正前	改正後
<p>の場合、乗車券を所持する 6 才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第74条の5</b> 第60条第2項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃を收受するほか、寝台個室乗車区間にに対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を收受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃については、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃については、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p>	<p>車券を所持する 6 才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第74条の5</b> 第60条第2項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃を收受するほか、寝台個室乗車区間にに対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を收受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃については、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃については、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p>
<p>(コンパートメント個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第74条の6</b> 特別急行列車の設備定員が複数のコンパートメント個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を收受するほか、不足人員分については、個室乗車区間にに対する無割引のコンパートメント料金を收受する。</p> <p>(旅客運賃・料金の概算収受)</p>	<p>(コンパートメント個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p><b>第74条の7</b> 特別急行列車の設備定員が複数のコンパートメント個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を收受するほか、不足人員分については、個室乗車区間にに対する無割引のコンパートメント料金を收受する。</p> <p>(旅客運賃・料金の概算収受)</p>
<p><b>第75条</b> 車内において旅客運賃・料金を收受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を收受することがある。</p>	<p><b>第75条</b> 車内において旅客運賃・料金を收受する場合は、旅客運賃・料金の概算額を收受することがある。</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の規定によって收受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。</p> <p>(中略)</p> <p>(東京附近等の大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p><b>第 79 条</b> 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、東京附近、名古屋附近及び大阪附近における別に定める駅相互間の大人的普通旅客運賃は、別に定めるところにより特定の額とすることがある。</p>	<p>2 前項の規定によって收受した概算額は、前途の駅において旅客の申出によって精算する。</p> <p>(中略)</p> <p>(東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p><b>第 79 条</b> 第 77 条及び前条の規定にかかわらず、東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人的普通旅客運賃は、次項に定めるところにより特定の額を適用する。</p> <p><b>2</b> 前項の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用する区間及び特定額は、別表第 2 号イの 6 のとおりとする。</p>
<p><b>第 80 条 削除</b></p>	<p>(新幹線の並行区間等における大人片道普通旅客運賃の特定)</p> <p><b>第 80 条</b> 次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅が第 78 条第 2 項に規定する電車特定区間に内にあるとき若しくは新神戸発着となるときの大人的普通旅客運賃は、第 77 条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項の規定により計算した額又は第 84 条第 2 号に規定する額とする。ただし、京都・新大阪相互間及び京都・新神戸相互間については、前条に規定する特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。</p> <p>(1) 東京・品川間  (2) 東京・上野間  (3) 東京・大宮間  (4) 上野・大宮間  (5) 京都・新大阪間  (6) 京都・新神戸間  (7) 京都・西明石間  (8) 新大阪・新神戸間  (9) 新大阪・西明石間  (10) 新神戸・西明石間</p> <p><b>2</b> 前項の規定によるほか、新幹線と新幹線以外の区間を連続して乗車する場合で次の各号の左欄の区間の大人的普通旅客運賃については、前条に規定する右欄の区間の特定額を適用するものとする。</p>

改正前	改正後
	<p>(1) 千里丘・新神戸間 千里丘・神戸間  (2) 岸辺・新神戸間 岸辺・神戸間  (3) 吹田・新神戸間 吹田・神戸間  (4) 茨木・新神戸間 茨木・神戸間  (5) 摂津富田・新神戸間 摂津富田・神戸間  (6) 高槻・新神戸間 高槻・神戸間  (7) 桂川・新神戸間 桂川・神戸間  (8) 西大路・新神戸間 西大路・神戸間</p>
(中略)	(中略)
(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)	(北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃)
<b>第 95 条の2</b> 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。	<b>第 95 条の2</b> 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 大人通勤定期旅客運賃	(1) 大人通勤定期旅客運賃
イ 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ロの2に定める額	イ 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ロの2に定める額
ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ハの2に定める額。ただし <u>別に定めるところにより</u> 特定した額とする <u>ことがある</u> 。	ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ハの2に定める額。ただし、 <u>別表第2号ハの3第1号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に</u> 特定した額とする。
(2) 大人通学定期旅客運賃	(2) 大人通学定期旅客運賃
イ 幹線内相互発着となる場合 別表第2号三の2に定める額	イ 幹線内相互発着となる場合 別表第2号三の2に定める額
ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの2に定める額。ただし <u>別に定めるところにより</u> 特定した額とする <u>ことがある</u> 。	ロ 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの2に定める額。ただし、 <u>別表第2号ハの3第2号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に</u> 特定した額とする。
(中略)	(中略)
(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)	(幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定)
<b>第99条</b> 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第95条第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。	<b>第99条</b> 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第95条第1号イ及び第2号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合	(1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合

改正前	改正後
<p>イ 東京山手線内相互発着の場合            (イ) 大人通勤定期旅客運賃            別表第2号ヲに定める額            (ロ) 大人通学定期旅客運賃            別表第2号ワに定める額</p> <p>ロ 大阪環状線内相互発着の場合            (イ) 大人通勤定期旅客運賃            別表第2号ヲの2に定める額            (ロ) 大人通学定期旅客運賃            別表第2号ワの2に定める額</p> <p>(2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合            イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合            (イ) 大人通勤定期旅客運賃            別表第2号ヨに定める額            (ロ) 大人通学定期旅客運賃            別表第2号タに定める額</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合            (イ) 大人通勤定期旅客運賃            別表第2号ヨの2に定める額            (ロ) 大人通学定期旅客運賃            別表第2号タの2に定める額</p> <p>(3) 第79条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大            人定期旅客運賃は、<u>別に定めるところにより特定した額とすることがある。</u></p>	<p>イ 東京山手線内相互発着の場合            (イ) 大人通勤定期旅客運賃            別表第2号ヲに定める額            (ロ) 大人通学定期旅客運賃            別表第2号ワに定める額</p> <p>ロ 大阪環状線内相互発着の場合            (イ) 大人通勤定期旅客運賃            別表第2号ヲの2に定める額            (ロ) 大人通学定期旅客運賃            別表第2号ワの2に定める額</p> <p>(2) 前号以外の電車特定区間内相互発着の場合            イ 東京附近における電車特定区間内相互発着の場合            (イ) 大人通勤定期旅客運賃            別表第2号ヨに定める額            (ロ) 大人通学定期旅客運賃            別表第2号タに定める額</p> <p>ロ 大阪附近における電車特定区間内相互発着の場合            (イ) 大人通勤定期旅客運賃            別表第2号ヨの2に定める額            (ロ) 大人通学定期旅客運賃            別表第2号タの2に定める額</p> <p>(3) 第79条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大            人定期旅客運賃は、<u>次に定める額を適用する。</u>  <u>イ 大人通勤定期旅客運賃の特定額</u>  <u>別表第2号レに定める額</u>  <u>ロ 大人通学定期旅客運賃の特定額</u>  <u>別表第2号レの2に定める額</u></p> <p><u>(4) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の            定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよ            りも高額となる場合は、当該特定額をもってこの区間の定期旅客運賃とす            る。</u></p>
(中略)	(中略)

改正前	改正後
<p>(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)</p> <p><b>第104条</b> 前条第1号及び第2号の規定にかかるわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。</p> <p>(1) 第38条第1項第1号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 北海道旅客鉄道会社線           <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの4に定める額</li> <li>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの4に定める額。ただし<u>別に定めるところにより</u>特定した額とする<u>ことがある</u>。</li> <li>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合 営業キロにより前(ロ)(別表第2号ホの4)に定める定期旅客運賃を適用した額</li> <li>b 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合 運賃計算キロにより前(イ)(別表第2号ニの4)に定める定期旅客運賃を適用した額</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 北海道旅客鉄道会社線           <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの5に定める額</li> <li>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの5に定める額。ただし<u>別に定めるところにより</u>特定した額とする<u>ことがある</u>。</li> <li>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合 営業キロにより前(ロ)(別表第2号ホの5)に定める定期旅客運</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>(北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)</p> <p><b>第104条</b> 前条第1号及び第2号の規定にかかるわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。</p> <p>(1) 第38条第1項第1号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 北海道旅客鉄道会社線           <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの4に定める額</li> <li>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの4に定める額。ただし、<u>別表第2号ハの3第3号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に</u>特定した額とする。</li> <li>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合 営業キロにより前(ロ)(別表第2号ホの4)に定める定期旅客運賃を適用した額</li> <li>b 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合 運賃計算キロにより前(イ)(別表第2号ニの4)に定める定期旅客運賃を適用した額</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 第38条第1項第2号に定める児童に対する通学定期旅客運賃</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 北海道旅客鉄道会社線           <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第2号ニの5に定める額</li> <li>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第2号ホの5に定める額。ただし、<u>別表第2号ハの3第4号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に</u>特定した額とする。</li> <li>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 発着区間の営業キロが10キロメートルまでの場合 営業キロにより前(ロ)(別表第2号ホの5)に定める定期旅客運</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

改正前	改正後
<p>賃を適用した額</p> <p>b 発着区間が 10 キロメートルを超える場合 運賃計算キロにより前(イ) (別表第 2 号ニに 5) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 第 38 条第 1 項第 3 号から第 5 号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ニの 3 に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ホの 3 に定める額。ただし別に定める<u>ところにより</u>特定した額とする<u>ことがある。</u></p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>a 発着区間の営業キロが 10 キロメートルまでの場合 営業キロにより前(ロ) (別表第 2 号ホの 3) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>b 発着区間の営業キロが 10 キロメートルを超える場合 運賃計算キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 3) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p><b>第 125 条</b> 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金 (特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当たりの料金とする。)</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h及びi以外の指定席特急料金 別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただ</p>	<p>賃を適用した額</p> <p>b 発着区間が 10 キロメートルを超える場合 運賃計算キロにより前(イ) (別表第 2 号ニに 5) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 第 38 条第 1 項第 3 号から第 5 号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃</p> <p>イ 北海道旅客鉄道会社線</p> <p>(イ) 幹線内相互発着となる場合 別表第 2 号ニの 3 に定める額</p> <p>(ロ) 地方交通線内相互発着となる場合 別表第 2 号ホの 3 に定める額。ただし、<u>別表第 2 号ハの 3 第 5 号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に</u>特定した額とする。</p> <p>(ハ) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合</p> <p>a 発着区間の営業キロが 10 キロメートルまでの場合 営業キロにより前(ロ) (別表第 2 号ホの 3) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>b 発着区間の営業キロが 10 キロメートルを超える場合 運賃計算キロにより前(イ) (別表第 2 号ニの 3) に定める定期旅客運賃を適用した額</p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p><b>第 125 条</b> 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金 (特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当たりの料金とする。)</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h及びi以外の指定席特急料金 別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただ</p>

改正前	改正後
<p>し、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ネに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>d 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 a の規定により計算した額とする。 (b) のぞみ号等を乗り継いで乗車する場合 b の規定により計算した額とする。 (c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間にに対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間にに対する別表第2号ネに定める額から同区間にに対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額と</p>	<p>し、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>b のぞみ号等（東京・博多間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ネに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>d 第57条第7項の規定により東京・博多間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 (a) のぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 a の規定により計算した額とする。 (b) のぞみ号等を乗り継いで乗車する場合 b の規定により計算した額とする。 (c) のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間にに対する別表第2号ツに定める額と、のぞみ号等の指定席を使用する区間にに対する別表第2号ネに定める額から同区間にに対する別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額と</p>

改正前	改正後
<p>する。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にのぞみ号等の指定席を使用する区間から最後にのぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、当該合計額から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>e 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p style="padding-left: 2em;">a の規定により計算した額とする。</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金</p> <p style="padding-left: 2em;">(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p style="padding-left: 2em;">東京・博多間の乗車区間にに対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間にに対してa又はeの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p style="color: red; margin-top: 1em;"><b>別に定める場合を除き、新大阪・博多間の乗車区間にに対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間にに対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。</b>この場合、a、b又はdのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間にに対する額に対して行うものとする。</p>	<p>する。この場合、のぞみ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであって、最初にのぞみ号等の指定席を使用する区間から最後にのぞみ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をのぞみ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、のぞみ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、当該合計額から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>e 第57条第7項の規定により博多・鹿児島中央間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p style="padding-left: 2em;">a の規定により計算した額とする。</p> <p>f 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第7項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金</p> <p style="padding-left: 2em;">(a) (b)以外の指定席特急料金</p> <p style="padding-left: 2em;">東京・博多間の乗車区間にに対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間にに対してa又はeの規定により計算した額とを合計した額とする。</p> <p>(b) 第57条の3第5項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p style="color: red; margin-top: 1em;"><b>① ②以外の指定席特急料金</b></p> <p style="padding-left: 2em;">新大阪・博多間の乗車区間にに対してa、b又はdの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間にに対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、b又はdのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間にに対する額に対して行うものとする。</p> <p style="color: red; margin-top: 1em;"><b>② 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。</b>この場合、第1項第1号イの(イ)のa、b又はdのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間に</p>

改正前	改正後
<p>g 第57条第2項第1号及び第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合 cの規定により計算した額とする。</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間にに対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間にに対する別表第2号ナの2に定める額から同区間にに対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となる。</p>	<p><u>かかわらず、新大阪・博多間の乗車区間にに対する額に対して行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金</u> <u>新大阪・博多間の乗車区間にに対して第1項第1号イの(イ)のa、b又はdの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。</u></p> <p><u>(2) 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金</u> <u>小倉・博多間にに対して第1項第1号イの(イ)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間にに対する別表第2号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。</u></p> <p><u>(3) 小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金</u> <u>小倉・博多間にに対して第1項第1号イの(イ)のa又はbの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第2号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。</u></p> <p>g 第57条第2項第1号及び第8項の規定により東京・新青森間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合 aの規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合 cの規定により計算した額とする。</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合 全区間にに対する別表第2号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間にに対する別表第2号ナの2に定める額から同区間にに対する別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となる。</p>

改正前	改正後
<p>るときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、当該合計額から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>h 第57条第2項第1号及び第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 a の規定により計算した額とする。</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に對してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に對する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に對する額に對して行うものとする。</p>	<p>るときであって、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、当該合計額から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、当該合計額から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、当該合計額に200円を加算した額とする。</p> <p>h 第57条第2項第1号及び第8項の規定により新青森・新函館北斗間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 a の規定により計算した額とする。</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p><b>(a) (b)以外の指定席特急料金</b></p> <p>東京・新青森間の乗車区間に對してa、c又はgの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に對する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、a、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に對する額に對して行うものとする。</p> <p><b>(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(i)のa、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に對する額に對して行うものとする。</b></p> <p><b>① 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金</b></p> <p>東京・新青森間の乗車区間に對して第1項第1号イの(i)のa、c又はgの規定により計算した額と新青森・奥津軽いまべつ間に對する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計</p>

改正前	改正後																																
<p>(口) 立席特急料金 (中略)</p> <p>□ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p><u>a 指定席特急料金</u> <u>(a) (b)以外の指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>50キロメートルまで</td><td>100キロメートルまで</td><td>150キロメートルまで</td><td>200キロメートルまで</td><td>300キロメートルまで</td><td>400キロメートルまで</td><td>600キロメートルまで</td><td>601キロ以上</td></tr> <tr> <td>営業地帯</td><td>営業地帯</td><td>営業地帯</td><td>営業地帯</td><td>営業地帯</td><td>営業地帯</td><td>営業地帯</td><td>営業地帯</td></tr> </table>	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロ以上	営業地帯	<p><u>した額とする。</u> <u>② 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金</u> 七戸十和田・新青森間に對して第1項第1号イの(イ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に對する別表第2号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。 <u>③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金</u> 七戸十和田・新青森間に對して第1項第1号イの(イ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に對する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(ロ) 立席特急料金 (中略)</p> <p>□ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金 <u>a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金</u> <u>(a) 指定席特急料金</u> <u>(① ②)以外の指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>50キロメートルまで</td><td>100キロメートルまで</td><td>150キロメートルまで</td><td>200キロメートルまで</td><td>300キロメートルまで</td><td>400キロメートルまで</td><td>600キロメートルまで</td><td>601キロ以上</td></tr> <tr> <td>営業地帯</td><td>営業地帯</td><td>営業地帯</td><td>営業地帯</td><td>営業地帯</td><td>営業地帯</td><td>営業地帯</td><td>営業地帯</td></tr> </table>	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロ以上	営業地帯														
50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロ以上																										
営業地帯	営業地帯	営業地帯	営業地帯	営業地帯	営業地帯	営業地帯	営業地帯																										
50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロ以上																										
営業地帯	営業地帯	営業地帯	営業地帯	営業地帯	営業地帯	営業地帯	営業地帯																										

改正前										改正後									
料金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	料金	円	円	円	円	円	円	円	円	
1,290	1,730	2,390	2,730	2,950	3,170	3,490	3,830			1,290	1,730	2,390	2,730	2,950	3,170	3,490	3,830		
(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金										② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金									
1人当りの料金は、前(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。										1人当りの料金は、前①の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。									
b 立席特急料金及び自由席特急料金										b 立席特急料金及び自由席特急料金									
a の(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。										a の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。									
c 特定特急料金										c 特定特急料金									
(a) (b)以外の特定特急料金										① ②以外の特定特急料金									
1,320円とする。										1,320円とする。									
(b) 盛岡・秋田間の停車駅相互間にに対する特定特急料金										② 盛岡・秋田間の停車駅相互間にに対する特定特急料金									
b に定める額とする。										b に定める額とする。									
<u>b 第57条の3第2項第2号の規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金</u>										<u>560円とする。</u>									
<u>c 第57条の3第2項第3号の規定により発売する特別急行券に対する特別急行料金</u>										<u>(a) 指定席特急料金</u>									
<u>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</u>										<u>営業キロ 地 帯 まで</u>									
										<u>料 金</u>									
										<u>円</u>									
										<u>1,070</u>									

改正前	改正後												
	<p>(b) <u>立席特急料金及び自由席特急料金</u>  <u>次表に定める料金とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>営業キロ 地 帯</u></td> <td style="text-align: center;"><u>25キロ メートル まで</u></td> <td style="text-align: center;"><u>50キロ メートル まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>料 金</u></td> <td style="text-align: center;">円 330</td> <td style="text-align: center;">円 530</td> </tr> </table> <p>d 第57条の3第2項第4号の規定により発売する特別急行券  (a) 同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>営業キロ 地 帯</u></td> <td style="text-align: center;"><u>30キロ メートル まで</u></td> <td style="text-align: center;"><u>50キロ メートル まで</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>料 金</u></td> <td style="text-align: center;">円 330</td> <td style="text-align: center;">円 660</td> </tr> </table> <p>(b) 同号ロの規定により発売する特別急行券  ① 指定席特急料金  <u>860円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、660円とし、同条第3項の規定により発売するものにあっては、330円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、1,060円とする。</u>  ② 立席特急料金及び自由席特急料金  <u>330円とする。</u></p> <p>(c) 同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。</p> <p>e 第57条の3第2項第5号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。</p> <p>f 第57条の3第2項第6号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。</p> <p>g 第57条の3第2項第7号の規定により発売する特別急行券  (a) 指定席特急料金  <u>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定</u></p>	<u>営業キロ 地 帯</u>	<u>25キロ メートル まで</u>	<u>50キロ メートル まで</u>	<u>料 金</u>	円 330	円 530	<u>営業キロ 地 帯</u>	<u>30キロ メートル まで</u>	<u>50キロ メートル まで</u>	<u>料 金</u>	円 330	円 660
<u>営業キロ 地 帯</u>	<u>25キロ メートル まで</u>	<u>50キロ メートル まで</u>											
<u>料 金</u>	円 330	円 530											
<u>営業キロ 地 帯</u>	<u>30キロ メートル まで</u>	<u>50キロ メートル まで</u>											
<u>料 金</u>	円 330	円 660											

改正前	改正後														
	<p>により発売するものにあっては、同表に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">営業キロ 地帯</th><th style="background-color: #cccccc;">25 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">50 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">100 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">150 キロ まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">料 金</td><td style="background-color: #cccccc;">円 850</td><td style="background-color: #cccccc;">円 1,160</td><td style="background-color: #cccccc;">円 1,680</td><td style="background-color: #cccccc;">円 2,360</td></tr> </tbody> </table>	営業キロ 地帯	25 キロ まで	50 キロ まで	100 キロ まで	150 キロ まで	料 金	円 850	円 1,160	円 1,680	円 2,360				
営業キロ 地帯	25 キロ まで	50 キロ まで	100 キロ まで	150 キロ まで											
料 金	円 850	円 1,160	円 1,680	円 2,360											
	<p>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p>														
	<p>h 第 57 条の 3 第 2 項第 8 号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金</p> <p>(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては同表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">営業 キロ 地帯</th><th style="background-color: #cccccc;">50 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">100 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">150 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">200 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">300 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">400 キロ まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">料 金</td><td style="background-color: #cccccc;">円 760</td><td style="background-color: #cccccc;">円 1,020</td><td style="background-color: #cccccc;">円 1,580</td><td style="background-color: #cccccc;">円 2,240</td><td style="background-color: #cccccc;">円 2,550</td><td style="background-color: #cccccc;">円 2,900</td></tr> </tbody> </table>	営業 キロ 地帯	50 キロ まで	100 キロ まで	150 キロ まで	200 キロ まで	300 キロ まで	400 キロ まで	料 金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900
営業 キロ 地帯	50 キロ まで	100 キロ まで	150 キロ まで	200 キロ まで	300 キロ まで	400 キロ まで									
料 金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900									
	<p>(b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">営業 キロ 地帯</th><th style="background-color: #cccccc;">50 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">100 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">150 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">200 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">300 キロ まで</th><th style="background-color: #cccccc;">400 キロ まで</th></tr> </thead> </table>	営業 キロ 地帯	50 キロ まで	100 キロ まで	150 キロ まで	200 キロ まで	300 キロ まで	400 キロ まで							
営業 キロ 地帯	50 キロ まで	100 キロ まで	150 キロ まで	200 キロ まで	300 キロ まで	400 キロ まで									

改正前	改正後						
	で	まで	まで	まで	まで	まで	まで
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160	
(c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金							
次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては同表に定める料金から530円を低減した額とする。							
	50 営業 キロ キロ 地帯 で	キ ロメ ート ルま で	100 メキ ーメ トル まで	150 キロ 一メ トル まで	200 キロ 一メ トル まで		
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240			
(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金							
次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。							
	50 営業 キロ キロ 地帯 で	キ ロメ ート ルま で	100 メキ ーメ トル まで	150 キロ 一メ トル まで	200 キロ 一メ トル まで		
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500			
(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって							

改正前	改正後								
	<p><u>乗車する場合</u>（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(c) に定める料金とする。</p> <p>(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(d) に定める料金とする。</p> <p>i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金 1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、1,090円とし、同条第3項の規定により発売するものにあっては、760円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、1,490円とする。</p> <p>j 第57条の3第4項の規定により、奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券</p> <p>(a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から140円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から380円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に140円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">営業キロ 地 帯</th> <th style="text-align: center;">50キロ メートル まで</th> <th style="text-align: center;">100キロ メートル まで</th> <th style="text-align: center;">150キロ メートル まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">料 金</td> <td style="text-align: center;">円 910</td> <td style="text-align: center;">円 1,230</td> <td style="text-align: center;">円 1,680</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金 (a)の表に定める料金から380円を低減した額とする。</p>	営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	料 金	円 910	円 1,230	円 1,680
営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで						
料 金	円 910	円 1,230	円 1,680						

改正前	改正後																																
<p>(ロ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金</p> <p>(ア) (ビ)以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>50キロメートルまで</th><th>100キロメートルまで</th><th>150キロメートルまで</th><th>200キロメートルまで</th><th>300キロメートルまで</th><th>400キロメートルまで</th><th>401キロ以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業料金</td><td>1,190</td><td>1,530</td><td>1,970</td><td>2,290</td><td>2,510</td><td>2,730</td><td>3,070</td></tr> </tbody> </table> <p>(ブ) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、前(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>b 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>a の(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>c 特定特急料金</p> <p>1,320円とする。</p> <p>(ハ) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で、<u>次に掲げるときの特別急行料金</u></p> <p>a <u>当該区間が東日本旅客鉄道会社線（ただし、別に定める場合を除く。）内相互発着となる場合で、b以外の特別急行料金</u></p> <p>(ア) 指定席特急料金</p>		50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	401キロ以上	営業料金	1,190	1,530	1,970	2,290	2,510	2,730	3,070	<p>(ロ) 第57条の3第2項<u>第1号</u>の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p> <p>a 指定席特急料金</p> <p>(ア) (ビ)以外の指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>50キロメートルまで</th><th>100キロメートルまで</th><th>150キロメートルまで</th><th>200キロメートルまで</th><th>300キロメートルまで</th><th>400キロメートルまで</th><th>401キロ以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業料金</td><td>1,190</td><td>1,530</td><td>1,970</td><td>2,290</td><td>2,510</td><td>2,730</td><td>3,070</td></tr> </tbody> </table> <p>(ブ) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金</p> <p>1人当りの料金は、前(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p>b 立席特急料金及び自由席特急料金</p> <p>a の(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>c 特定特急料金</p> <p>1,320円とする。</p> <p>(ハ) 第57条の3第2項<u>第1号</u>の規定により発売する場合で、<u>当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</u></p> <p>a <u>b及びc以外の特別急行料金</u></p> <p>(ア) 指定席特急料金</p>		50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	401キロ以上	営業料金	1,190	1,530	1,970	2,290	2,510	2,730	3,070
	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	401キロ以上																										
営業料金	1,190	1,530	1,970	2,290	2,510	2,730	3,070																										
	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	401キロ以上																										
営業料金	1,190	1,530	1,970	2,290	2,510	2,730	3,070																										

改正前								改正後																																							
<p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p>								<p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業 キロ ート 地帯</th><th>50 キロ メートル まで</th><th>100 キロ メートル まで</th><th>150 キロ メートル まで</th><th>200 キロ メートル まで</th><th>300 キロ メートル まで</th><th>400 キロ メートル まで</th><th>401 キロ メートル 以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td><td>円 1,050</td><td>円 1,480</td><td>円 1,890</td><td>円 2,290</td><td>円 2,510</td><td>円 2,730</td><td>円 3,070</td></tr> </tbody> </table>								営業 キロ ート 地帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	401 キロ メートル 以上	料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070	<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業 キロ ート 地帯</th><th>50 キロ メートル まで</th><th>100 キロ メートル まで</th><th>150 キロ メートル まで</th><th>200 キロ メートル まで</th><th>300 キロ メートル まで</th><th>400 キロ メートル まで</th><th>401 キロ メートル 以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td><td>円 1,050</td><td>円 1,480</td><td>円 1,890</td><td>円 2,290</td><td>円 2,510</td><td>円 2,730</td><td>円 3,070</td></tr> </tbody> </table>								営業 キロ ート 地帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	401 キロ メートル 以上	料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070
営業 キロ ート 地帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	401 キロ メートル 以上																																								
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070																																								
営業 キロ ート 地帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	401 キロ メートル 以上																																								
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,070																																								
(b) 立席特急料金及び自由席特急料金								(b) 立席特急料金及び自由席特急料金																																							
(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。								(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。																																							
<b>b 東武鉄道株式会線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会線の特別急行料金</b>								<b>b 東武鉄道株式会線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会線の特別急行料金</b>																																							
(a) (b)以外の指定席特急料金								(a) (b)以外の指定席特急料金																																							
<p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める額から530円を低減した額とする。</p>								<p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める額から530円を低減した額とする。</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業 キロ 地 帯</th><th>50 キロ メートル まで</th><th>100 キロ メートル まで</th><th>150 キロ メートル まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td><td>円 1,050</td><td>円 1,480</td><td>円 1,890</td></tr> </tbody> </table>								営業 キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業 キロ 地 帯</th><th>50 キロ メートル まで</th><th>100 キロ メートル まで</th><th>150 キロ メートル まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料 金</td><td>円 1,050</td><td>円 1,480</td><td>円 1,890</td></tr> </tbody> </table>								営業 キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890																
営業 キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで																																												
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890																																												
営業 キロ 地 帯	50 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで																																												
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890																																												
(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金								(b) 渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の停車駅相互間の指定席特急料金																																							
<p>1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては、520円とする。</p>								<p>1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては、520円とする。</p>																																							
<b>c 特別急行列車あかぎ号に乗車する場合に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金</b>								<b>c 特別急行列車あかぎ号に乗車する場合に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金</b>																																							

改正前	改正後																																
<p><b>b 別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金</b></p> <p>(a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては同表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>50キロ メートル まで</th><th>100キロ メートル まで</th><th>150キロ メートル まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業 キロ 地帯</td><td>円 760</td><td>円 1,020</td><td>円 1,580</td></tr> <tr> <td>料金</td><td>円 2,240</td><td>円 2,550</td><td>円 2,900</td></tr> </tbody> </table> <p>(b) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>50キロ メートル まで</th><th>100キロ メートル まで</th><th>150キロ メートル まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業 キロ 地帯</td><td>円 760</td><td>円 1,020</td><td>円 1,580</td></tr> <tr> <td>料金</td><td>円 2,240</td><td>円 2,550</td><td>円 2,900</td></tr> </tbody> </table>		50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	営業 キロ 地帯	円 760	円 1,020	円 1,580	料金	円 2,240	円 2,550	円 2,900		50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	営業 キロ 地帯	円 760	円 1,020	円 1,580	料金	円 2,240	円 2,550	円 2,900	<p style="color: red; font-size: small;">次表に定める額とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める額から530円を低減した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ 地帯</th><th>50キロ メートル まで</th><th>100キロ メートル まで</th><th>150キロ メートル まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金</td><td>円 1,050</td><td>円 1,480</td><td>円 1,890</td></tr> </tbody> </table>	営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890
	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで																														
営業 キロ 地帯	円 760	円 1,020	円 1,580																														
料金	円 2,240	円 2,550	円 2,900																														
	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで																														
営業 キロ 地帯	円 760	円 1,020	円 1,580																														
料金	円 2,240	円 2,550	円 2,900																														
営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで																														
料金	円 1,050	円 1,480	円 1,890																														

改正前	改正後																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">料金</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,020</td> <td>1,280</td> <td>1,840</td> <td>2,500</td> <td>2,810</td> <td>3,160</td> </tr> </table> <p>(c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては同表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">50</td> <td style="width: 10%;">キロ</td> <td style="width: 10%;">100</td> <td style="width: 10%;">キロ</td> <td style="width: 10%;">150</td> <td style="width: 10%;">キロ</td> <td style="width: 10%;">200</td> </tr> <tr> <td>営業</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td>キロ</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>760</td> <td>1,020</td> <td>1,580</td> <td>2,240</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	料金	円	円	円	円	円	円		1,020	1,280	1,840	2,500	2,810	3,160	50	キロ	100	キロ	150	キロ	200	営業	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	キロ	まで	まで	まで	まで	まで	まで	地帯	まで	まで	まで	まで	まで	まで	料金	円	円	円	円	円	円		760	1,020	1,580	2,240			
料金	円	円	円	円	円	円																																																			
	1,020	1,280	1,840	2,500	2,810	3,160																																																			
50	キロ	100	キロ	150	キロ	200																																																			
営業	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル																																																			
キロ	まで	まで	まで	まで	まで	まで																																																			
地帯	まで	まで	まで	まで	まで	まで																																																			
料金	円	円	円	円	円	円																																																			
	760	1,020	1,580	2,240																																																					
<p>(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">50</td> <td style="width: 10%;">キロ</td> <td style="width: 10%;">100</td> <td style="width: 10%;">キロ</td> <td style="width: 10%;">150</td> <td style="width: 10%;">キロ</td> <td style="width: 10%;">200</td> </tr> <tr> <td>営業</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td>キロ</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td>地帯</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,020</td> <td>1,280</td> <td>1,840</td> <td>2,500</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	50	キロ	100	キロ	150	キロ	200	営業	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	キロ	まで	まで	まで	まで	まで	まで	地帯	まで	まで	まで	まで	まで	まで	料金	円	円	円	円	円	円		1,020	1,280	1,840	2,500																	
50	キロ	100	キロ	150	キロ	200																																																			
営業	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル																																																			
キロ	まで	まで	まで	まで	まで	まで																																																			
地帯	まで	まで	まで	まで	まで	まで																																																			
料金	円	円	円	円	円	円																																																			
	1,020	1,280	1,840	2,500																																																					
<p>(e) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p>																																																									

改正前	改正後																																																																																
<p>(c) <u>に定める料金とする。</u></p> <p>(f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合(ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。)であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(d) <u>に定める料金とする。</u></p> <p>(e) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p><u>a 指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>50キロ</th><th>100キロ</th><th>150キロ</th><th>200キロ</th><th>300キロ</th><th>400キロ</th><th>401キロ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業キロ</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td></tr> <tr> <td>地帯</td><td>メー トル</td><td>メー トル</td><td>メー トル</td><td>メー トル</td><td>メー トル</td><td>メー トル</td><td>メー トル</td></tr> <tr> <td>まで</td><td>まで</td><td>まで</td><td>まで</td><td>まで</td><td>まで</td><td>以上</td><td></td></tr> <tr> <td>料金</td><td>円 1,190</td><td>円 1,520</td><td>円 1,950</td><td>円 2,290</td><td>円 2,510</td><td>円 2,730</td><td>円 3,060</td></tr> </tbody> </table> <p><u>b 立席特急料金及び自由席特急料金</u> <u>a</u>の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p><u>c 特定特急料金</u> 1,320円とする。</p>		50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ	401キロ	営業キロ	口	口	口	口	口	口	口	地帯	メー トル	まで	まで	まで	まで	まで	まで	以上		料金	円 1,190	円 1,520	円 1,950	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,060	<p>(e) 第57条の3第2項<u>第1号</u>の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p><u>a b以外の特別急行料金</u></p> <p><u>a 指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>50キロ</th><th>100キロ</th><th>150キロ</th><th>200キロ</th><th>300キロ</th><th>400キロ</th><th>401キロ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業キロ</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td><td>口</td></tr> <tr> <td>地帯</td><td>メー トル</td><td>メー トル</td><td>メー トル</td><td>メー トル</td><td>メー トル</td><td>メー トル</td><td>メー トル</td></tr> <tr> <td>まで</td><td>まで</td><td>まで</td><td>まで</td><td>まで</td><td>まで</td><td>まで</td><td>以上</td></tr> <tr> <td>料金</td><td>円 1,190</td><td>円 1,520</td><td>円 1,950</td><td>円 2,290</td><td>円 2,510</td><td>円 2,730</td><td>円 3,060</td></tr> </tbody> </table> <p><u>b 立席特急料金及び自由席特急料金</u> <u>a</u>の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p><u>c 特定特急料金</u> 1,320円とする。</p> <p><u>b 津幡・和倉温泉間の停車駅相互間(50km以内の区間を除く。)の特別急行券に対する特別急行料金</u></p> <p><u>a 指定席特急料金</u> 1,190円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあっては、990円とし、同条第3項の規定により発売するものにあっては、660円とする。また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあっては、1,390円とする。</p>		50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ	401キロ	営業キロ	口	口	口	口	口	口	口	地帯	メー トル	まで	以上	料金	円 1,190	円 1,520	円 1,950	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,060																		
	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ	401キロ																																																																										
営業キロ	口	口	口	口	口	口	口																																																																										
地帯	メー トル																																																																																
まで	まで	まで	まで	まで	まで	以上																																																																											
料金	円 1,190	円 1,520	円 1,950	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,060																																																																										
	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ	401キロ																																																																										
営業キロ	口	口	口	口	口	口	口																																																																										
地帯	メー トル																																																																																
まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	以上																																																																										
料金	円 1,190	円 1,520	円 1,950	円 2,290	円 2,510	円 2,730	円 3,060																																																																										

改正前	改正後																																																																																																																																																									
<p>(b) 第57条の3第2項の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金</p> <p>a b以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>25キ</th><th>50キ</th><th>75キ</th><th>100キ</th><th>150キ</th><th>200キ</th><th>300キ</th><th>301キ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td></tr> <tr> <td>キロ</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td></td></tr> <tr> <td>地帯</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ル以 上</td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>円 840</td><td>円 1,160</td><td>円 1,370</td><td>円 1,370</td><td>円 1,480</td><td>円 1,780</td><td>円 1,940</td><td>円 2,050</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円 2,210</td></tr> </tbody> </table> <p>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>b 特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車「かわせみ やませみ号」のやませみベンチシートに対して適用する指定席特急料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>25キ</th><th>50キ</th><th>75キ</th><th>100キ</th><th>150キ</th><th>200キ</th><th>300キ</th><th>301キ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td></tr> <tr> <td>キロ</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td></td></tr> <tr> <td>地帯</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ル以 上</td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>円 1,050</td><td>円 1,370</td><td>円 1,580</td><td>円 1,690</td><td>円 1,990</td><td>円 2,150</td><td>円 2,260</td><td>円 2,420</td></tr> </tbody> </table>		25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ	営業	ロメ	キロ	一ト		地帯	ルま で	ル以 上	料 金	円 840	円 1,160	円 1,370	円 1,370	円 1,480	円 1,780	円 1,940	円 2,050									円 2,210		25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ	営業	ロメ	キロ	一ト		地帯	ルま で	ル以 上	料 金	円 1,050	円 1,370	円 1,580	円 1,690	円 1,990	円 2,150	円 2,260	円 2,420	<p>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 660円とする。</p> <p>(b) 第57条の3第2項第1号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあっては、a又はbに定める指定席特急料金に210円を加算した額とする。</p> <p>a b以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>25キ</th><th>50キ</th><th>75キ</th><th>100キ</th><th>150キ</th><th>200キ</th><th>300キ</th><th>301キ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td><td>ロメ</td></tr> <tr> <td>キロ</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td>一ト</td><td></td></tr> <tr> <td>地帯</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ルま で</td><td>ル以 上</td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>円 840</td><td>円 1,160</td><td>円 1,370</td><td>円 1,370</td><td>円 1,480</td><td>円 1,780</td><td>円 1,940</td><td>円 2,050</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円 2,210</td></tr> </tbody> </table> <p>(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <p>b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び36ぶらす3号に乗車する場合の特別急行料金を除く。</p> <p>(a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km以内の区間及び(c)に定める区間を除く。）のとき ① 指定席特急料金 1,050円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては、520円とする。 ② 立席特急料金及び自由席特急料金 520円とする。</p> <p>(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中</p>		25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ	営業	ロメ	キロ	一ト		地帯	ルま で	ル以 上	料 金	円 840	円 1,160	円 1,370	円 1,370	円 1,480	円 1,780	円 1,940	円 2,050									円 2,210																																																									
	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ																																																																																																																																																		
営業	ロメ																																																																																																																																																									
キロ	一ト																																																																																																																																																									
地帯	ルま で	ル以 上																																																																																																																																																								
料 金	円 840	円 1,160	円 1,370	円 1,370	円 1,480	円 1,780	円 1,940	円 2,050																																																																																																																																																		
								円 2,210																																																																																																																																																		
	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ																																																																																																																																																		
営業	ロメ																																																																																																																																																									
キロ	一ト																																																																																																																																																									
地帯	ルま で	ル以 上																																																																																																																																																								
料 金	円 1,050	円 1,370	円 1,580	円 1,690	円 1,990	円 2,150	円 2,260	円 2,420																																																																																																																																																		
	25キ	50キ	75キ	100キ	150キ	200キ	300キ	301キ																																																																																																																																																		
営業	ロメ																																																																																																																																																									
キロ	一ト																																																																																																																																																									
地帯	ルま で	ル以 上																																																																																																																																																								
料 金	円 840	円 1,160	円 1,370	円 1,370	円 1,480	円 1,780	円 1,940	円 2,050																																																																																																																																																		
								円 2,210																																																																																																																																																		

改正前	改正後																								
	<p><u>桂川・直方間の停車駅相互間（25km以内の区間を除く。）のとき</u></p> <p>① 指定席特急料金 950円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては、420円とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 420円とする。</p> <p>(c) 乗車区間が国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間（25km以内の区間を除く。）のとき</p> <p>① 指定席特急料金 840円とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては、310円とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 310円とする。</p> <p>(2) 普通急行料金</p> <p>イ 口以外の普通急行料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ地帯</th> <th>50キロメートルまで</th> <th>100キロメートルまで</th> <th>150キロメートルまで</th> <th>200キロメートルまで</th> <th>201キロ以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金</td> <td>円 560</td> <td>円 760</td> <td>円 1,000</td> <td>円 1,100</td> <td>円 1,320</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 第57条の4の規定により発売する場合の普通急行料金</p> <p>(i) 同条第1号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ地帯</th> <th>25キロメートルまで</th> <th>50キロメートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金</td> <td>円 320</td> <td>円 520</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ii) 同条第2号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ地帯</th> <th>25キロメートルまで</th> <th>50キロメートルまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロ以上	料金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320	営業キロ地帯	25キロメートルまで	50キロメートルまで	料金	円 320	円 520	営業キロ地帯	25キロメートルまで	50キロメートルまで	料金	円	円
営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	201キロ以上																				
料金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320																				
営業キロ地帯	25キロメートルまで	50キロメートルまで																							
料金	円 320	円 520																							
営業キロ地帯	25キロメートルまで	50キロメートルまで																							
料金	円	円																							

改正前	改正後		
	<u>330</u>	<u>530</u>	
(ハ) 同条第3号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。			
(イ) 営業キロ 地 帯	25 キロメー トルまで	50 キロメー トルまで	
料 金	円 310	円 520	
(二) 同条第4号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520円とする。			
(ホ) 同条第5号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、420円とする。			
(ヘ) 同条第6号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、310円とする。			
(ト) 同条第7号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、330円とする。			
(フ) 同条第8号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520円とする。			
(リ) 同条第9号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、560円とする。			
2 第57条第1項第1号イの(ニ)の規定により発売する未指定特急券の特別急行料金は、同条同項同号イの(イ)の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金と同額とする。			2 第57条第1項第1号イの(ニ)の規定により発売する未指定特急券の特別急行料金は、同条同項同号イの(イ)の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金と同額とする。
(中略)			(中略)
(特別車両料金)			(特別車両料金)
第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。			第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 特別車両料金(A)			(1) 特別車両料金(A)
イ ロ以外の特別車両料金(A)			イ ロ以外の特別車両料金(A)
(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)以外の特別車両料金(A)			(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)以外の特別車両料金(A)
(イ) 営業キロ 地 帯	100キロメートルま 200キロメートルま 400キロメートルま 600キロメートルま 800キロメートルま 801キロメートル以	(イ) 営業キロ 地 帯	100キロメートルま 200キロメートルま 400キロメートルま 600キロメートルま 800キロメートルま 801キロメートル以

改正前								改正後							
	で	で	で	で	で	上		で	で	で	で	で	上		
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790		円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790		
(口) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)															
a b、c、d、e及びf以外の特別車両料金(A)	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートル以上	100キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	500キロメートルまで	600キロメートルまで	700キロメートル以上	
営業 キロ 地帯	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ル以 上	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ル以 上		
料 金	円 1,050	円 2,100	円 3,150	円 4,190	円 4,190	円 4,190	円 5,240	円 1,050	円 2,100	円 3,150	円 4,190	円 4,190	円 4,190	円 5,240	
(中略)															
e <u>特別急行列車「成田エクスプレス号」</u> の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)	200キロメートルまで							200キロメートルまで							
営業 キロ 地帯	ロメ ート ルま で							ロメ ート ルま で							
料 金	円 2,100							円 2,100							
(中略)															
f 別に定める特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上			200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上			
営業 キロ 地帯	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ル以 上			ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ル以 上			
料 金	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790			円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790			
(中略)															
e <u>E259系車両で運転する特別急行列車</u> の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)	200キロメートルまで							200キロメートルまで							
営業 キロ 地帯	ロメ ート ルま で							ロメ ート ルま で							
料 金	円 2,100							円 2,100							
(中略)															
f <u>E655系車両で運転する特別急行列車</u> の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上			200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロメートル以上			
営業 キロ 地帯	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ル以 上			ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ルま で	ロメ ート ル以 上			
料 金	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790			円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790			

改正前	改正後																																																						
<p>(中略)</p> <p>□ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)及び(ニ) 以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td><td>200キロメートルまで</td><td>400キロメートルまで</td><td>600キロメートルまで</td><td>800キロメートルまで</td><td>801キロ以上</td></tr> <tr> <td>営業料金</td><td>円 3,090</td><td>円 4,600</td><td>円 5,900</td><td>円 7,290</td><td>円 8,590</td></tr> </table> <p>(注) 1人当りの料金とする。</p> <p>(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b 以外の個室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td><td colspan="2">設備定員4人</td></tr> <tr> <td>1室当りの料金</td><td colspan="2">円 6,280</td></tr> </table> <p>b 特別急行列車「サフィール踊り子号」の個室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td><td>設備定員4人</td><td>設備定員6人</td></tr> <tr> <td>1室当りの料金</td><td>円 8,400</td><td>円 12,600</td></tr> </table> <p>(ハ) (ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車トランシット四季島号の個室に対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>a b 以外の特別車両料金 (A) イの (イ) に定める額とする。</p> <p>b 東日本旅客鉄道会社線内 (ただし、蟹田・中小国間を除く。) の乗車区間にに対する特別車両料金(A)</p> <p>(a) スイート</p>		200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロ以上	営業料金	円 3,090	円 4,600	円 5,900	円 7,290	円 8,590		設備定員4人		1室当りの料金	円 6,280			設備定員4人	設備定員6人	1室当りの料金	円 8,400	円 12,600	<p>(中略)</p> <p>□ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)及び(ニ) 以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td><td>200キロメートルまで</td><td>400キロメートルまで</td><td>600キロメートルまで</td><td>800キロメートルまで</td><td>801キロ以上</td></tr> <tr> <td>営業料金</td><td>円 3,090</td><td>円 4,600</td><td>円 5,900</td><td>円 7,290</td><td>円 8,590</td></tr> </table> <p>(注) 1人当りの料金とする。</p> <p>(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b 及びc 以外の個室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td><td colspan="2">設備定員4人</td></tr> <tr> <td>1室当りの料金</td><td colspan="2">円 6,280</td></tr> </table> <p>b E261系車両で運転する特別急行列車の個室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td><td>設備定員4人</td><td>設備定員6人</td></tr> <tr> <td>1室当りの料金</td><td>円 8,400</td><td>円 12,600</td></tr> </table> <p>c 100系「スペーシア」で運転する特別急行列車の個室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td><td colspan="2">設備定員4人</td></tr> <tr> <td>1室当りの料金</td><td colspan="2">円 3,150</td></tr> </table> <p>(ハ) (ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車トランシット四季島号の個室に対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>a b 以外の特別車両料金 (A) イの (イ) に定める額とする。</p> <p>b 東日本旅客鉄道会社線内 (ただし、蟹田・中小国間を除く。) の乗車区間にに対する特別車両料金(A)</p> <p>(a) スイート</p>		200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロ以上	営業料金	円 3,090	円 4,600	円 5,900	円 7,290	円 8,590		設備定員4人		1室当りの料金	円 6,280			設備定員4人	設備定員6人	1室当りの料金	円 8,400	円 12,600		設備定員4人		1室当りの料金	円 3,150	
	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロ以上																																																		
営業料金	円 3,090	円 4,600	円 5,900	円 7,290	円 8,590																																																		
	設備定員4人																																																						
1室当りの料金	円 6,280																																																						
	設備定員4人	設備定員6人																																																					
1室当りの料金	円 8,400	円 12,600																																																					
	200キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	800キロメートルまで	801キロ以上																																																		
営業料金	円 3,090	円 4,600	円 5,900	円 7,290	円 8,590																																																		
	設備定員4人																																																						
1室当りの料金	円 6,280																																																						
	設備定員4人	設備定員6人																																																					
1室当りの料金	円 8,400	円 12,600																																																					
	設備定員4人																																																						
1室当りの料金	円 3,150																																																						

改正前		改正後	
	2人用個室		2人用個室
料 金	円 15,280	料 金	円 15,280
(注) 1人当りの料金とする。			
(b) DXスイート (四季島スイート、デラックススイート)		(b) DXスイート (四季島スイート、デラックススイート)	
	2人用個室		2人用個室
料 金	円 25,460	料 金	円 25,460
(注) 1人当りの料金とする。			
(中略)			
(ホ) 特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号 の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当りの料金とする。)			
a ロイヤルシングル	1人用個室	a ロイヤルシングル	1人用個室
	円 137,500		円 137,500
b ロイヤルツイン	2人用個室	b ロイヤルツイン	2人用個室
	円 91,670		円 91,670
c ザ・スイート	2人用個室	c ザ・スイート	2人用個室
	円 366,670		円 366,670
d 前 a に規定する個室に対して 1名を超えて利用する場合、その超える人員（最大 1名）ごとに35,650円とする。		d 前 a に規定する個室に対して 1名を超えて利用する場合、その超える人員（最大 1名）ごとに35,650円とする。	
e 前 c に規定する個室に対して 2名を超えて利用する場合、その超える人員（最大 2名）ごとに 95,740 円とする。		e 前 c に規定する個室に対して 2名を超えて利用する場合、その超える人員（最大 2名）ごとに 95,740 円とする。	
(ヘ) 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号 の個室に対して適用する特別車両料金 (A) (1人当りの料金とする。)		(ヘ) 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号 の個室に対して適用する特別車両料金 (A) (1人当りの料金とする。)	

改正前								改正後							
	営業キロ 地 帯	100 キ ロメー トルま で	200 キ ロメー トルま で	400 キ ロメー トルま で	600 キ ロメー トルま で	800 キ ロメー トルま で	801 キ ロメー トル以 上		営業キロ 地 帯	100 キ ロメー トルま で	200 キ ロメー トルま で	400 キ ロメー トルま で	600 キ ロメー トルま で	800 キ ロメー トルま で	801 キ ロメー トル以 上
料 金	円 4,360	円 5,860	円 7,240	円 8,450	円 9,660	円 10,850		料 金	円 4,360	円 5,860	円 7,240	円 8,450	円 9,660	円 10,850	

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	100 キ ロ メートル まで	150 キ ロ メートル まで	151 キ ロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ロ 第59条の2第1号の規定により発売する特別車両券(B)に適用する特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 780	円 1,000

ハ 第59条の2第2号の規定により発売する特別車両券(B)に適用する特別車両料金(B)

(イ) (ロ) 以外の特別車両料金(B)
a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合
次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	100 キ ロ メートル まで	150 キ ロ メートル まで	151 キ ロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 780	円 1,000

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・黒磯間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B)(ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)

(イ) (ロ) 以外の特別車両料金(B)

a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上

改正前				改正後																											
	で	上			で	上																									
料 金	円	円		料 金	円	円																									
	780	1,000			780	1,000																									
b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合				b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合																											
次表に定める料金とする。				次表に定める料金とする。																											
<table border="1"> <tr> <td>営業キロ 地 帯</td><td>50キロメ ートルま で</td><td>51キロメ ートル以 上</td><td></td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>1,040</td><td>1,260</td><td></td></tr> </table>	営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上		料 金	円	円			1,040	1,260					<table border="1"> <tr> <td>営業キロ 地 帯</td><td>50キロメ ートルま で</td><td>51キロメ ートル以 上</td><td></td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>1,040</td><td>1,260</td><td></td></tr> </table>	営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上		料 金	円	円			1,040	1,260				
営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上																													
料 金	円	円																													
	1,040	1,260																													
営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上																													
料 金	円	円																													
	1,040	1,260																													
(ロ) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日（以下この条においてこれらを「ホリデー」という。）に特別車両を設備した列車に乗車する場合（ホリデー以外の日（以下この条において「平日」という。）からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。）、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合				(ロ) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日（以下この条においてこれらを「ホリデー」という。）に特別車両を設備した列車に乗車する場合（ホリデー以外の日（以下この条において「平日」という。）からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。）、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合																											
a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合				a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合																											
次表に定める料金とする。				次表に定める料金とする。																											
<table border="1"> <tr> <td>営業キロ 地 帯</td><td>50キロメ ートルま で</td><td>51キロメ ートル以 上</td><td></td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>580</td><td>800</td><td></td></tr> </table>	営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上		料 金	円	円			580	800					<table border="1"> <tr> <td>営業キロ 地 帯</td><td>50キロメ ートルま で</td><td>51キロメ ートル以 上</td><td></td></tr> <tr> <td>料 金</td><td>円</td><td>円</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>580</td><td>800</td><td></td></tr> </table>	営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上		料 金	円	円			580	800				
営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上																													
料 金	円	円																													
	580	800																													
営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上																													
料 金	円	円																													
	580	800																													
b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合				b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合																											
次表に定める料金とする。				次表に定める料金とする。																											

改正前			改正後		
営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上	営業キロ 地 帯	50キロメ ートルま で	51キロメ ートル以 上
料 金	円 840	円 1,060	料 金	円 840	円 1,060
(中略)			(中略)		
5 第58条第7項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。			5 第58条第7項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。		
(1) 東京・博多間の新幹線停車駅相互間又は博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合 第1項第1号イの規定により計算した額とする。			(1) 東京・博多間の新幹線停車駅相互間又は博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合 第1項第1号イの規定により計算した額とする。		
(2) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合 第1項第1号イの規定により計算した、東京・博多間の乗車区間にに対する特別車両料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間にに対する特別車両料金とを合計した額とする。			(2) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合 第1項第1号イの規定により計算した、東京・博多間の乗車区間にに対する特別車両料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間にに対する特別車両料金とを合計した額とする。		
(中略)			(中略)		
(寝台料金) 第136条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。			(寝台料金、設備名称及び設備定員) 第136条 寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。		
(1) A寝台料金 (1人当りの料金とする。)			(1) A寝台料金 (1人当りの料金とする。)		
1夜につき1個 個室 : (シングルデラックス、カシオペアツイン、 カシオペアコンパート) 13,980円 特別個室(R) : (カシオペアデラックス) 18,000円 特別個室(S) : (カシオペアスイート) 26,710円			1夜につき1個 個室 : (シングルデラックス、カシオペアツイン、 カシオペアコンパート) 13,980円 特別個室(R) : (カシオペアデラックス) 18,000円 特別個室(S) : (カシオペアスイート) 26,710円		
(2) B寝台料金 (1人当りの料金とする。)			(2) B寝台料金 (1人当りの料金とする。)		
<u>電車(個室)</u>					
1夜につき1個 個室 : (ソロ) 6,600円 個室(SI及びSRT) : (シングル、サンライズツイン) 7,700円 個室(ST) : (シングルツイン) 9,600円			1夜につき1個 個室 : (ソロ) 6,600円 個室(SI及びSRT) : (シングル、サンライズツイン) 7,700円 個室(ST) : (シングルツイン) 9,600円		
(3) 寝台個室の補助寝台料金 (1人当りの料金とする。)			(3) 寝台個室の補助寝台料金 (1人当りの料金とする。)		

改正前	改正後																																	
<p>イ 第1号に規定する個室及び特別個室（R）の補助寝台料金 1夜につき1個 9,990円</p> <p>ロ 第1号に規定する特別個室（S）の補助寝台料金 1夜につき1個 13,980円</p> <p>ハ 第2号に規定する個室（S T）の補助寝台料金 1夜につき1個 5,500円</p> <p>(4) 寝台個室に設備された補助寝台を使用する場合の寝台料金は、第1号及び第2号に定める寝台料金と前号に定める補助寝台料金を合計した額とする。</p> <p>2 寝台個室<u>ごとの</u>設備定員は、別に定めるところによる。</p>	<p>イ 第1号に規定する個室及び特別個室（R）の補助寝台料金 1夜につき1個 9,990円</p> <p>ロ 第1号に規定する特別個室（S）の補助寝台料金 1夜につき1個 13,980円</p> <p>ハ 第2号に規定する個室（S T）の補助寝台料金 1夜につき1個 5,500円</p> <p>(4) 寝台個室に設備された補助寝台を使用する場合の寝台料金は、第1号及び第2号に定める寝台料金と前号に定める補助寝台料金を合計した額とする。</p> <p>2 寝台個室<u>の名称、設備定員については、次のとおりとする。ただし、カシオペアコンパートの発売方については、別に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>A寝台個室</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 50%;"></th><th style="text-align: center; width: 25%;"><u>設備定員</u></th><th style="text-align: center; width: 25%;"><u>補助寝台使用時の設備定員</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>シングルデラックス</u></td><td style="text-align: center;"><u>1</u></td><td style="text-align: center;"><u>2</u></td></tr> <tr> <td><u>カシオペアコンパート</u></td><td style="text-align: center;"><u>1</u></td><td style="text-align: center;"><u>2</u></td></tr> <tr> <td><u>カシオペアツイン</u></td><td style="text-align: center;"><u>2</u></td><td style="text-align: center;"><u>3</u></td></tr> <tr> <td><u>カシオペアデラックス</u></td><td style="text-align: center;"><u>2</u></td><td style="text-align: center;"><u>3</u></td></tr> <tr> <td><u>カシオペアスイート</u></td><td style="text-align: center;"><u>2</u></td><td style="text-align: center;"><u>3</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>B寝台個室</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 50%;"></th><th style="text-align: center; width: 25%;"><u>設備定員</u></th><th style="text-align: center; width: 25%;"><u>補助寝台使用時の設備定員</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ソロ</u></td><td style="text-align: center;"><u>1</u></td><td style="text-align: center;"><u>—</u></td></tr> <tr> <td><u>シングル</u></td><td style="text-align: center;"><u>1</u></td><td style="text-align: center;"><u>—</u></td></tr> <tr> <td><u>サンライズツイン</u></td><td style="text-align: center;"><u>2</u></td><td style="text-align: center;"><u>—</u></td></tr> <tr> <td><u>シングルツイン</u></td><td style="text-align: center;"><u>1</u></td><td style="text-align: center;"><u>2</u></td></tr> </tbody> </table>		<u>設備定員</u>	<u>補助寝台使用時の設備定員</u>	<u>シングルデラックス</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>カシオペアコンパート</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>カシオペアツイン</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>カシオペアデラックス</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>カシオペアスイート</u>	<u>2</u>	<u>3</u>		<u>設備定員</u>	<u>補助寝台使用時の設備定員</u>	<u>ソロ</u>	<u>1</u>	<u>—</u>	<u>シングル</u>	<u>1</u>	<u>—</u>	<u>サンライズツイン</u>	<u>2</u>	<u>—</u>	<u>シングルツイン</u>	<u>1</u>	<u>2</u>
	<u>設備定員</u>	<u>補助寝台使用時の設備定員</u>																																
<u>シングルデラックス</u>	<u>1</u>	<u>2</u>																																
<u>カシオペアコンパート</u>	<u>1</u>	<u>2</u>																																
<u>カシオペアツイン</u>	<u>2</u>	<u>3</u>																																
<u>カシオペアデラックス</u>	<u>2</u>	<u>3</u>																																
<u>カシオペアスイート</u>	<u>2</u>	<u>3</u>																																
	<u>設備定員</u>	<u>補助寝台使用時の設備定員</u>																																
<u>ソロ</u>	<u>1</u>	<u>—</u>																																
<u>シングル</u>	<u>1</u>	<u>—</u>																																
<u>サンライズツイン</u>	<u>2</u>	<u>—</u>																																
<u>シングルツイン</u>	<u>1</u>	<u>2</u>																																
(中略)	(中略)																																	
(乗車券類の駅名等の表示方)	(乗車券類の駅名等の表示方)																																	
<p><b>第187条</b> 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。</p>	<p><b>第187条</b> 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。</p>																																	

改正前	改正後
<p>(中略)</p> <p>(10) 第57条の3第2項の規定による場合の特別急行券の標記は、「B自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。<del>ただし、第125条第1項第1号ロの(ハ)の料金を適用して発売する特別急行券を除く。</del></p> <p>(中略)</p> <p>(手数料の收受)</p> <p><b>第237条の2</b> 第18条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を收受する。</p> <p>2 第74条の4第1項及び第2項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を收受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>3 第74条の4第3項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する1室当りの特別車両料金について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>4 第74条の5の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券1葉につき340円とする。</p> <p>5 第74条の<u>6</u>の規定により不足人員分について旅客料金を收受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行</p>	<p>(中略)</p> <p>(10) 第57条の3第2項第1号の規定による場合の特別急行券の標記は、「B自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。</p> <p>(中略)</p> <p>(手数料の收受)</p> <p><b>第237条の2</b> 第18条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を收受するときには、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を收受する。</p> <p>2 第74条の4第1項及び第2項の規定により不足人員分について旅客運賃及び料金を收受して発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、実際乗車人員の料金合計額（特別車両の個室については、特別車両料金合計額）について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>3 第74条の4第3項の規定により発売した急行券及び特別車両券について、払いもどしをする場合は、個室に適用する1室当りの特別車両料金について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・特別車両券1葉につき340円とする。</p> <p>4 第74条の5の規定により発売した急行券及び寝台券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分（補助寝台使用時の補助寝台分の設備定員を含む。）の寝台料金合計額について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・寝台券1葉につき340円とする。</p> <p>5 第74条の<u>7</u>の規定により不足人員分について旅客料金を收受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を收受する。ただし、第273条第1項第1号イに定める払いもどしの手数料については、急行</p>

改正前	改正後
<p>券・コンパートメント券1葉につき340円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(乗車券類変更)</p> <p><b>第248条</b> 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。</p> <p>(1) 普通乗車券相互間の変更</p> <p>(2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更</p> <p>(3) 自由席特別車両券（急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更</p> <p>(4) 指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更</p> <p>(5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の有効区間と変更後の指定席特急券の乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。</p> <p>3 第1項の規定により、指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間にについて乗車列車を指定しているものを含む。）を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、第21条の2第1号及び第2号の規定による乗車券類の発売時間において発売のできる指定券への変更に限って取り扱い、また、当該指定券に表示された列車（2個以上の列車が表示されている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）が乗車駅を出発する時刻までに変更の申出があったときに限って取り扱う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、未指定特急券を原乗車券類として乗車券類変更</p>	<p>券・コンパートメント券1葉につき340円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(乗車券類変更)</p> <p><b>第248条</b> 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。</p> <p>(1) 普通乗車券相互間の変更</p> <p>(2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更</p> <p>(3) 自由席特別車両券（急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更</p> <p>(4) 指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更</p> <p>(5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。</p> <p>3 第1項の規定により、指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間にについて乗車列車を指定しているものを含む。）を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、第21条の2第1号及び第2号の規定による乗車券類の発売時間において発売のできる指定券への変更に限って取り扱い、また、当該指定券に表示された列車（2個以上の列車が表示されている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）が乗車駅を出発する時刻までに変更の申出があったときに限って取り扱う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、未指定特急券を原乗車券類として乗車券類変更</p>

改正前	改正後																																																						
<p>の取扱いをする場合は、その券面に表示された乗車日までに変更の申し出があった場合に取り扱う。</p> <p>5 第244条及び第3項の規定は、第1項第5号の規定により、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合に準用する。</p> <p>6 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに收受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払いもどしをする。</p> <p>7 前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に對して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に對する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。</p>	<p>の取扱いをする場合は、その券面に表示された乗車日までに変更の申し出があった場合に取り扱う。</p> <p>5 第244条及び第3項の規定は、第1項第5号の規定により、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合に準用する。</p> <p>6 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに收受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は收受し、過剰額は払いもどしをする。</p> <p>7 前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に對して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に對する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。</p>																																																						
(中略)	(中略)																																																						
<b>別表第2号イの5</b> <b>【第77条の6】</b> 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）	<b>別表第2号イの5</b> <b>【第77条の6】</b> 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）																																																						
(円)	(円)																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ</th> <th>運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>101-110</td> <td>2,420</td> </tr> <tr> <td>129-146</td> <td>3,190</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ	運賃	101-110	2,420	129-146	3,190	<table border="1"> <thead> <tr> <th>営業キロ</th> <th>運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>101-110</td> <td>2,420</td> </tr> <tr> <td>129-146</td> <td>3,190</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ	運賃	101-110	2,420	129-146	3,190																																										
営業キロ	運賃																																																						
101-110	2,420																																																						
129-146	3,190																																																						
営業キロ	運賃																																																						
101-110	2,420																																																						
129-146	3,190																																																						
<b>別表第2号イの6</b> <b>【第79条】</b> <u>東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定額</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th> <th>(円)</th> <th>区間</th> <th>(円)</th> <th>区間</th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京・西船橋</td> <td>310</td> <td>渋谷・桜木町</td> <td>480</td> <td>西大井・久里浜</td> <td>940</td> </tr> <tr> <td>上野・成田</td> <td>940</td> <td>渋谷・横浜</td> <td>400</td> <td>西大井・衣笠</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>上野・下総松崎</td> <td>940</td> <td>渋谷・東神奈川</td> <td>400</td> <td>西大井・横須賀</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>上野・安食</td> <td>940</td> <td>恵比寿・横浜</td> <td>400</td> <td>西大井・田浦</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>上野・小林</td> <td>940</td> <td>恵比寿・東神奈川</td> <td>400</td> <td>西大井・逗子</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>鷺谷・成田</td> <td>940</td> <td>目黒・横浜</td> <td>400</td> <td>西大井・横浜</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>鷺谷・下総松崎</td> <td>940</td> <td>新橋・久里浜</td> <td>940</td> <td>西大井・東神奈川</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>鷺谷・安食</td> <td>940</td> <td></td> <td></td> <td>西大井・新子安</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>	区間	(円)	区間	(円)	区間	(円)	東京・西船橋	310	渋谷・桜木町	480	西大井・久里浜	940	上野・成田	940	渋谷・横浜	400	西大井・衣笠	820	上野・下総松崎	940	渋谷・東神奈川	400	西大井・横須賀	820	上野・安食	940	恵比寿・横浜	400	西大井・田浦	820	上野・小林	940	恵比寿・東神奈川	400	西大井・逗子	730	鷺谷・成田	940	目黒・横浜	400	西大井・横浜	300	鷺谷・下総松崎	940	新橋・久里浜	940	西大井・東神奈川	300	鷺谷・安食	940			西大井・新子安	300
区間	(円)	区間	(円)	区間	(円)																																																		
東京・西船橋	310	渋谷・桜木町	480	西大井・久里浜	940																																																		
上野・成田	940	渋谷・横浜	400	西大井・衣笠	820																																																		
上野・下総松崎	940	渋谷・東神奈川	400	西大井・横須賀	820																																																		
上野・安食	940	恵比寿・横浜	400	西大井・田浦	820																																																		
上野・小林	940	恵比寿・東神奈川	400	西大井・逗子	730																																																		
鷺谷・成田	940	目黒・横浜	400	西大井・横浜	300																																																		
鷺谷・下総松崎	940	新橋・久里浜	940	西大井・東神奈川	300																																																		
鷺谷・安食	940			西大井・新子安	300																																																		

改正前	改正後
鶯 谷・小 林 940	新 橋・衣 笠 940
日 暮 里・成 田 940	新 橋・横 須 賀 940
日 暮 里・下 総 松 崎 940	新 橋・田 浦 820
日 暮 里・安 食 940	新 橋・東 逗 子 820
三 河 島・成 田 940	新 橋・逗 子 820
三 河 島・下 総 松 崎 940	浜 松 町・久 里 浜 940
三 河 島・安 食 940	浜 松 町・衣 笠 940
南 千 住・成 田 940	浜 松 町・横 須 賀 820
南 千 住・下 総 松 崎 940	浜 松 町・田 浦 820
南 千 住・安 食 940	浜 松 町・東 逗 子 820
北 千 住・成 田 940	浜 松 町・逗 子 820
北 千 住・下 総 松 崎 940	田 町・久 里 浜 940
綾 瀬・成 田 940	田 町・衣 笠 940
綾 瀬・下 総 松 崎 940	田 町・横 須 賀 820
亀 有・成 田 940	田 町・田 浦 820
金 町・成 田 940	田 町・東 逗 子 820
新 宿・高 尾 570	田 町・逗 子 820
新 宿・西 八 王 子 570	轄ゲートウェイ・久 里 浜 940
新 宿・八 王 子 490	轄ゲートウェイ・横 須 賀 820
新 宿・豊 田 490	轄ゲートウェイ・田 浦 820
新 宿・日 野 490	轄ゲートウェイ・東 逗 子 820
新 宿・拝 島 480	品 川・久 里 浜 940
新 宿・昭 島 480	品 川・衣 笠 820
新 宿・中 神 480	品 川・横 須 賀 820
大 久 保・高 尾 570	品 川・田 浦 820
大 久 保・西 八 王 子 570	品 川・東 逗 子 820
大 久 保・八 王 子 490	品 川・逗 子 730
大 久 保・豊 田 490	品 川・横 浜 300
大 久 保・拝 島 480	品 川・東神奈川 300
東 中 野・高 尾 570	品 川・新 子 安 300
東 中 野・西 八 王 子 570	大 井 町・久 里 浜 940
東 中 野・八 王 子 490	大 井 町・衣 笠 820
東 中 野・豊 田 490	大 井 町・横 須 賀 820
東 中 野・拝 島 480	大 井 町・田 浦 820
中 野・高 尾 570	大 井 町・逗 子 730
中 野・西 八 王 子 570	大 井 町・横 浜 300
中 野・八 王 子 490	大 井 町・東神奈川 300
高 円 寺・高 尾 570	大 井 町・新 子 安 300
	大 森・衣 笠 820

改正前		改正後	
高円寺・八王子	490	大森・横須賀	820
阿佐ヶ谷・高尾	570	大森・横浜	300
阿佐ヶ谷・八王子	490	大森・東神奈川	300
渋谷・吉祥寺	220	蒲田・衣笠	820
(円)		(円)	
区間	運賃	区間	運賃
大阪・JR総持寺	260	茨木・神戸	720
大阪・神戸	410	茨木・元町	720
大阪・元町	410	茨木・三ノ宮	720
大阪・三ノ宮	410	茨木・灘	720
大阪・灘	410	茨木・摩耶	720
大阪・摩耶	410	茨木・六甲道	720
大阪・六甲道	410	摂津富田・神戸	820
大阪・宝塚	330	高槻・神戸	820
大阪・中山寺	330	高槻・元町	820
北新地・神戸	410	高槻・三ノ宮	820
北新地・元町	410	桂川・神戸	1,100
北新地・三ノ宮	410	西大路・神戸	1,100
北新地・灘	410	西大路・元町	1,100
北新地・摩耶	410	西大路・三ノ宮	1,100
北新地・六甲道	410	京都・神戸	1,100
北新地・宝塚	330	京都・元町	1,100
北新地・中山寺	330	京都・三ノ宮	1,100
新福島・神戸	410	京都・灘	1,100
新福島・元町	410	京都・摩耶	1,100
新福島・三ノ宮	410	京都・城陽	370
新福島・灘	410	京都・JR小倉	290
新福島・摩耶	410	京都・新田	290
新福島・六甲道	410	京都・奈良	720
新福島・宝塚	330	東福寺・JR小倉	290
新福島・中山寺	330	東福寺・新田	290
海老江・神戸	410	東福寺・奈良	720
海老江・元町	410	稲荷・新田	290
海老江・三ノ宮	410	塚本・神戸	410
海老江・灘	410	塚本・元町	410
海老江・摩耶	410	塚本・三ノ宮	410
海老江・宝塚	330	塚本・宝塚	330
海老江・中山寺	330	尼崎・神戸	410
(円)		(円)	
区間	運賃	区間	運賃
南田辺・六十谷	870	南田辺・紀伊	870
鶴ヶ丘・和歌山	870	鶴ヶ丘・紀伊中ノ島	870
鶴ヶ丘・六十谷	870	長居・和歌山	870
長居・紀伊中ノ島	870	長居・六十谷	870
我孫子町・和歌山	870	我孫子町・紀伊中ノ島	870
我孫子町・六十谷	870	我孫子町・和歌山	870
杉本町・和歌山	870	杉本町・紀伊中ノ島	870
杉本町・六十谷	870	浅香・和歌山	870
浅香・紀伊中ノ島	870	堺市・和歌山	870
堺市・紀伊中ノ島	870	三国ヶ丘・和歌山	870
百舌鳥・和歌山	870		

改正前	改正後																																																																																				
<p><b>別表第2号の口</b> 【第95条】 大人通勤定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合） (中略)</p> <p><b>別表第2号ハの2</b> 【第95条の2】 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合） (中略)</p>	<table border="1"> <tbody> <tr><td>御幣島・神戸</td><td>410</td><td>JR難波・奈良</td><td>570</td></tr> <tr><td>御幣島・元町</td><td>410</td><td>JR難波・郡山</td><td>570</td></tr> <tr><td>御幣島・三ノ宮</td><td>410</td><td>今宮・奈良</td><td>570</td></tr> <tr><td>御幣島・宝塚</td><td>330</td><td>新今宮・奈良</td><td>570</td></tr> <tr><td>加島・神戸</td><td>410</td><td>東部市場前・奈良</td><td>470</td></tr> <tr><td>加島・元町</td><td>410</td><td>東部市場前・郡山</td><td>470</td></tr> <tr><td>加島・三ノ宮</td><td>410</td><td>平野・奈良</td><td>470</td></tr> <tr><td>新大阪・京都</td><td>570</td><td>加美・奈良</td><td>470</td></tr> <tr><td>新大阪・西大路</td><td>570</td><td>久宝寺・奈良</td><td>470</td></tr> <tr><td>新大阪・高槻</td><td>260</td><td>天王寺・奈良</td><td>470</td></tr> <tr><td>東淀川・京都</td><td>570</td><td>天王寺・郡山</td><td>470</td></tr> <tr><td>東淀川・西大路</td><td>570</td><td>天王寺・和歌山</td><td>870</td></tr> <tr><td>東淀川・高槻</td><td>260</td><td>天王寺・紀伊中ノ島</td><td>870</td></tr> <tr><td>吹田・京都</td><td>570</td><td>天王寺・六十谷</td><td>870</td></tr> <tr><td>吹田・神戸</td><td>720</td><td>天王寺・紀伊</td><td>870</td></tr> <tr><td>岸辺・神戸</td><td>720</td><td>美章園・和歌山</td><td>870</td></tr> <tr><td>岸辺・元町</td><td>720</td><td>美章園・紀伊中ノ島</td><td>870</td></tr> <tr><td>岸辺・三ノ宮</td><td>720</td><td>美章園・六十谷</td><td>870</td></tr> <tr><td>千里丘・神戸</td><td>720</td><td>美章園・紀伊</td><td>870</td></tr> <tr><td>千里丘・元町</td><td>720</td><td>南田辺・和歌山</td><td>870</td></tr> <tr><td>千里丘・三ノ宮</td><td>720</td><td>南田辺・紀伊中ノ島</td><td>870</td></tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2号の口</b> 【第95条】 大人通勤定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合） (中略)</p> <p><b>別表第2号ハの2</b> 【第95条の2】 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合） (中略)</p> <p><b>別表第2号ハの3</b> 【第95条の2・第104条】 北海道旅客鉄道株式会社線の定期旅客運賃の特定額 (1) 大人通勤定期旅客運賃の特定額 (円)</p>	御幣島・神戸	410	JR難波・奈良	570	御幣島・元町	410	JR難波・郡山	570	御幣島・三ノ宮	410	今宮・奈良	570	御幣島・宝塚	330	新今宮・奈良	570	加島・神戸	410	東部市場前・奈良	470	加島・元町	410	東部市場前・郡山	470	加島・三ノ宮	410	平野・奈良	470	新大阪・京都	570	加美・奈良	470	新大阪・西大路	570	久宝寺・奈良	470	新大阪・高槻	260	天王寺・奈良	470	東淀川・京都	570	天王寺・郡山	470	東淀川・西大路	570	天王寺・和歌山	870	東淀川・高槻	260	天王寺・紀伊中ノ島	870	吹田・京都	570	天王寺・六十谷	870	吹田・神戸	720	天王寺・紀伊	870	岸辺・神戸	720	美章園・和歌山	870	岸辺・元町	720	美章園・紀伊中ノ島	870	岸辺・三ノ宮	720	美章園・六十谷	870	千里丘・神戸	720	美章園・紀伊	870	千里丘・元町	720	南田辺・和歌山	870	千里丘・三ノ宮	720	南田辺・紀伊中ノ島	870
御幣島・神戸	410	JR難波・奈良	570																																																																																		
御幣島・元町	410	JR難波・郡山	570																																																																																		
御幣島・三ノ宮	410	今宮・奈良	570																																																																																		
御幣島・宝塚	330	新今宮・奈良	570																																																																																		
加島・神戸	410	東部市場前・奈良	470																																																																																		
加島・元町	410	東部市場前・郡山	470																																																																																		
加島・三ノ宮	410	平野・奈良	470																																																																																		
新大阪・京都	570	加美・奈良	470																																																																																		
新大阪・西大路	570	久宝寺・奈良	470																																																																																		
新大阪・高槻	260	天王寺・奈良	470																																																																																		
東淀川・京都	570	天王寺・郡山	470																																																																																		
東淀川・西大路	570	天王寺・和歌山	870																																																																																		
東淀川・高槻	260	天王寺・紀伊中ノ島	870																																																																																		
吹田・京都	570	天王寺・六十谷	870																																																																																		
吹田・神戸	720	天王寺・紀伊	870																																																																																		
岸辺・神戸	720	美章園・和歌山	870																																																																																		
岸辺・元町	720	美章園・紀伊中ノ島	870																																																																																		
岸辺・三ノ宮	720	美章園・六十谷	870																																																																																		
千里丘・神戸	720	美章園・紀伊	870																																																																																		
千里丘・元町	720	南田辺・和歌山	870																																																																																		
千里丘・三ノ宮	720	南田辺・紀伊中ノ島	870																																																																																		

改正前	改正後																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th><th>1箇月</th><th>3箇月</th><th>6箇月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東鉄路：標茶</td><td>35,290</td><td>100,770</td><td>179,810</td></tr> </tbody> </table>	区間	1箇月	3箇月	6箇月	東鉄路：標茶	35,290	100,770	179,810								
区間	1箇月	3箇月	6箇月														
東鉄路：標茶	35,290	100,770	179,810														
(2) 大人通学定期旅客運賃の特定額	(円)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th><th>1箇月</th><th>3箇月</th><th>6箇月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑園：石狩太美</td><td>11,110</td><td>31,690</td><td>60,070</td></tr> <tr> <td>東鉄路：標茶</td><td>17,030</td><td>48,530</td><td>91,950</td></tr> <tr> <td>東鉄路：茅沼</td><td>12,180</td><td>34,680</td><td>65,940</td></tr> </tbody> </table>	区間	1箇月	3箇月	6箇月	桑園：石狩太美	11,110	31,690	60,070	東鉄路：標茶	17,030	48,530	91,950	東鉄路：茅沼	12,180	34,680	65,940
区間	1箇月	3箇月	6箇月														
桑園：石狩太美	11,110	31,690	60,070														
東鉄路：標茶	17,030	48,530	91,950														
東鉄路：茅沼	12,180	34,680	65,940														
(3) 中学生等通学定期旅客運賃の特定額	(円)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th><th>1箇月</th><th>3箇月</th><th>6箇月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑園：石狩太美</td><td>7,870</td><td>22,450</td><td>42,570</td></tr> <tr> <td>東鉄路：標茶</td><td>12,070</td><td>34,370</td><td>65,020</td></tr> <tr> <td>東鉄路：茅沼</td><td>8,670</td><td>24,610</td><td>46,750</td></tr> </tbody> </table>	区間	1箇月	3箇月	6箇月	桑園：石狩太美	7,870	22,450	42,570	東鉄路：標茶	12,070	34,370	65,020	東鉄路：茅沼	8,670	24,610	46,750
区間	1箇月	3箇月	6箇月														
桑園：石狩太美	7,870	22,450	42,570														
東鉄路：標茶	12,070	34,370	65,020														
東鉄路：茅沼	8,670	24,610	46,750														
(4) 小学生等通学定期旅客運賃の特定額	(円)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th><th>1箇月</th><th>3箇月</th><th>6箇月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東鉄路：標茶</td><td>6,030</td><td>17,160</td><td>32,720</td></tr> </tbody> </table>	区間	1箇月	3箇月	6箇月	東鉄路：標茶	6,030	17,160	32,720								
区間	1箇月	3箇月	6箇月														
東鉄路：標茶	6,030	17,160	32,720														
(5) 高校生等通学定期旅客運賃の特定額	(円)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区間</th><th>1箇月</th><th>3箇月</th><th>6箇月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑園：石狩太美</td><td>10,110</td><td>28,870</td><td>54,630</td></tr> <tr> <td>東鉄路：標茶</td><td>15,480</td><td>44,120</td><td>83,590</td></tr> <tr> <td>東鉄路：茅沼</td><td>11,090</td><td>31,580</td><td>59,750</td></tr> </tbody> </table>	区間	1箇月	3箇月	6箇月	桑園：石狩太美	10,110	28,870	54,630	東鉄路：標茶	15,480	44,120	83,590	東鉄路：茅沼	11,090	31,580	59,750
区間	1箇月	3箇月	6箇月														
桑園：石狩太美	10,110	28,870	54,630														
東鉄路：標茶	15,480	44,120	83,590														
東鉄路：茅沼	11,090	31,580	59,750														
別表第2号二 大人通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合） (中略)	【第95条】																
別表第2号タの2 大人通学定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）	【第99条】																
別表第2号二 大人通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合） (中略)	【第95条】																
別表第2号タの2 大人通学定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）	【第99条】																

改正前	改正後																																																																																																																																										
(中略)	(中略)																																																																																																																																										
別表第2号レ 削除	<p style="text-align: right;">【第99条】</p> <p><b>別表第2号レ 東京附近等の特定区間における大人通勤定期旅客運賃の特定額</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(円)</th><th style="text-align: center;">(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>区間</td><td>区間</td></tr> <tr><td>1箇月</td><td>1箇月</td></tr> <tr><td>3箇月</td><td>3箇月</td></tr> <tr><td>6箇月</td><td>6箇月</td></tr> <tr><td>東京・西船橋</td><td>渋谷・桜木町</td></tr> <tr><td>9,220</td><td>14,170</td></tr> <tr><td>上野・成田</td><td>渋谷・横浜</td></tr> <tr><td>27,530</td><td>11,850</td></tr> <tr><td>上野・下総松崎</td><td>渋谷・東神奈川</td></tr> <tr><td>27,530</td><td>11,850</td></tr> <tr><td>上野・安食</td><td>渋谷・新子安</td></tr> <tr><td>27,480</td><td>11,850</td></tr> <tr><td>上野・小林</td><td>恵比寿・横浜</td></tr> <tr><td>25,260</td><td>11,850</td></tr> <tr><td>鶯谷・成田</td><td>恵比寿・東神奈川</td></tr> <tr><td>27,530</td><td>11,850</td></tr> <tr><td>鶯谷・下総松崎</td><td>目黒・横浜</td></tr> <tr><td>27,530</td><td>11,850</td></tr> <tr><td>鶯谷・安食</td><td>新橋・久里浜</td></tr> <tr><td>27,070</td><td>27,480</td></tr> <tr><td>鶯谷・小林</td><td>新橋・衣笠</td></tr> <tr><td>24,790</td><td>27,480</td></tr> <tr><td>日暮里・成田</td><td>新橋・横須賀</td></tr> <tr><td>27,530</td><td>27,480</td></tr> <tr><td>日暮里・下総松崎</td><td>新橋・田浦</td></tr> <tr><td>27,530</td><td>22,980</td></tr> <tr><td>日暮里・安食</td><td>新橋・東逗子</td></tr> <tr><td>26,610</td><td>22,980</td></tr> <tr><td>三河島・成田</td><td>新橋・逗子</td></tr> <tr><td>27,530</td><td>22,980</td></tr> <tr><td>三河島・下総松崎</td><td>浜松町・久里浜</td></tr> <tr><td>27,530</td><td>27,480</td></tr> <tr><td>三河島・安食</td><td>浜松町・衣笠</td></tr> <tr><td>26,190</td><td>27,480</td></tr> <tr><td>南千住・成田</td><td>浜松町・横須賀</td></tr> <tr><td>27,530</td><td>22,960</td></tr> <tr><td>南千住・下総松崎</td><td>浜松町・田浦</td></tr> <tr><td>27,070</td><td>22,960</td></tr> <tr><td>南千住・安食</td><td>浜松町・東逗子</td></tr> <tr><td>25,260</td><td>22,960</td></tr> <tr><td>北千住・成田</td><td>浜松町・逗子</td></tr> <tr><td>27,530</td><td>22,960</td></tr> <tr><td>北千住・下総松崎</td><td>田町・久里浜</td></tr> <tr><td>26,190</td><td>27,480</td></tr> <tr><td>綾瀬・成田</td><td>田町・衣笠</td></tr> <tr><td>27,480</td><td>27,480</td></tr> <tr><td>綾瀬・下総松崎</td><td>田町・横須賀</td></tr> <tr><td>25,260</td><td>22,960</td></tr> <tr><td>龜有・成田</td><td>田町・田浦</td></tr> <tr><td>26,610</td><td>22,960</td></tr> <tr><td>金町・成田</td><td>田町・東逗子</td></tr> <tr><td>25,660</td><td>22,960</td></tr> <tr><td>新宿・高尾</td><td>田町・逗子</td></tr> <tr><td>16,800</td><td>22,960</td></tr> <tr><td>新宿・西八王子</td><td>高麗ゲートウェイ・久里浜</td></tr> <tr><td>16,800</td><td>27,480</td></tr> <tr><td>新宿・八王子</td><td>高麗ゲートウェイ・横須賀</td></tr> <tr><td>14,490</td><td>22,960</td></tr> <tr><td>新宿・豊田</td><td>高麗ゲートウェイ・田浦</td></tr> <tr><td>14,490</td><td>22,960</td></tr> <tr><td>新宿・日野</td><td>高麗ゲートウェイ・東逗子</td></tr> <tr><td>14,490</td><td>22,960</td></tr> <tr><td>新宿・拝島</td><td>品川・久里浜</td></tr> <tr><td>14,170</td><td>27,480</td></tr> <tr><td>新宿・昭島</td><td>品川・衣笠</td></tr> <tr><td>14,170</td><td>22,980</td></tr> <tr><td>新宿・中神</td><td>品川・横須賀</td></tr> <tr><td>14,170</td><td>22,960</td></tr> </tbody> </table>	(円)	(円)	区間	区間	1箇月	1箇月	3箇月	3箇月	6箇月	6箇月	東京・西船橋	渋谷・桜木町	9,220	14,170	上野・成田	渋谷・横浜	27,530	11,850	上野・下総松崎	渋谷・東神奈川	27,530	11,850	上野・安食	渋谷・新子安	27,480	11,850	上野・小林	恵比寿・横浜	25,260	11,850	鶯谷・成田	恵比寿・東神奈川	27,530	11,850	鶯谷・下総松崎	目黒・横浜	27,530	11,850	鶯谷・安食	新橋・久里浜	27,070	27,480	鶯谷・小林	新橋・衣笠	24,790	27,480	日暮里・成田	新橋・横須賀	27,530	27,480	日暮里・下総松崎	新橋・田浦	27,530	22,980	日暮里・安食	新橋・東逗子	26,610	22,980	三河島・成田	新橋・逗子	27,530	22,980	三河島・下総松崎	浜松町・久里浜	27,530	27,480	三河島・安食	浜松町・衣笠	26,190	27,480	南千住・成田	浜松町・横須賀	27,530	22,960	南千住・下総松崎	浜松町・田浦	27,070	22,960	南千住・安食	浜松町・東逗子	25,260	22,960	北千住・成田	浜松町・逗子	27,530	22,960	北千住・下総松崎	田町・久里浜	26,190	27,480	綾瀬・成田	田町・衣笠	27,480	27,480	綾瀬・下総松崎	田町・横須賀	25,260	22,960	龜有・成田	田町・田浦	26,610	22,960	金町・成田	田町・東逗子	25,660	22,960	新宿・高尾	田町・逗子	16,800	22,960	新宿・西八王子	高麗ゲートウェイ・久里浜	16,800	27,480	新宿・八王子	高麗ゲートウェイ・横須賀	14,490	22,960	新宿・豊田	高麗ゲートウェイ・田浦	14,490	22,960	新宿・日野	高麗ゲートウェイ・東逗子	14,490	22,960	新宿・拝島	品川・久里浜	14,170	27,480	新宿・昭島	品川・衣笠	14,170	22,980	新宿・中神	品川・横須賀	14,170	22,960
(円)	(円)																																																																																																																																										
区間	区間																																																																																																																																										
1箇月	1箇月																																																																																																																																										
3箇月	3箇月																																																																																																																																										
6箇月	6箇月																																																																																																																																										
東京・西船橋	渋谷・桜木町																																																																																																																																										
9,220	14,170																																																																																																																																										
上野・成田	渋谷・横浜																																																																																																																																										
27,530	11,850																																																																																																																																										
上野・下総松崎	渋谷・東神奈川																																																																																																																																										
27,530	11,850																																																																																																																																										
上野・安食	渋谷・新子安																																																																																																																																										
27,480	11,850																																																																																																																																										
上野・小林	恵比寿・横浜																																																																																																																																										
25,260	11,850																																																																																																																																										
鶯谷・成田	恵比寿・東神奈川																																																																																																																																										
27,530	11,850																																																																																																																																										
鶯谷・下総松崎	目黒・横浜																																																																																																																																										
27,530	11,850																																																																																																																																										
鶯谷・安食	新橋・久里浜																																																																																																																																										
27,070	27,480																																																																																																																																										
鶯谷・小林	新橋・衣笠																																																																																																																																										
24,790	27,480																																																																																																																																										
日暮里・成田	新橋・横須賀																																																																																																																																										
27,530	27,480																																																																																																																																										
日暮里・下総松崎	新橋・田浦																																																																																																																																										
27,530	22,980																																																																																																																																										
日暮里・安食	新橋・東逗子																																																																																																																																										
26,610	22,980																																																																																																																																										
三河島・成田	新橋・逗子																																																																																																																																										
27,530	22,980																																																																																																																																										
三河島・下総松崎	浜松町・久里浜																																																																																																																																										
27,530	27,480																																																																																																																																										
三河島・安食	浜松町・衣笠																																																																																																																																										
26,190	27,480																																																																																																																																										
南千住・成田	浜松町・横須賀																																																																																																																																										
27,530	22,960																																																																																																																																										
南千住・下総松崎	浜松町・田浦																																																																																																																																										
27,070	22,960																																																																																																																																										
南千住・安食	浜松町・東逗子																																																																																																																																										
25,260	22,960																																																																																																																																										
北千住・成田	浜松町・逗子																																																																																																																																										
27,530	22,960																																																																																																																																										
北千住・下総松崎	田町・久里浜																																																																																																																																										
26,190	27,480																																																																																																																																										
綾瀬・成田	田町・衣笠																																																																																																																																										
27,480	27,480																																																																																																																																										
綾瀬・下総松崎	田町・横須賀																																																																																																																																										
25,260	22,960																																																																																																																																										
龜有・成田	田町・田浦																																																																																																																																										
26,610	22,960																																																																																																																																										
金町・成田	田町・東逗子																																																																																																																																										
25,660	22,960																																																																																																																																										
新宿・高尾	田町・逗子																																																																																																																																										
16,800	22,960																																																																																																																																										
新宿・西八王子	高麗ゲートウェイ・久里浜																																																																																																																																										
16,800	27,480																																																																																																																																										
新宿・八王子	高麗ゲートウェイ・横須賀																																																																																																																																										
14,490	22,960																																																																																																																																										
新宿・豊田	高麗ゲートウェイ・田浦																																																																																																																																										
14,490	22,960																																																																																																																																										
新宿・日野	高麗ゲートウェイ・東逗子																																																																																																																																										
14,490	22,960																																																																																																																																										
新宿・拝島	品川・久里浜																																																																																																																																										
14,170	27,480																																																																																																																																										
新宿・昭島	品川・衣笠																																																																																																																																										
14,170	22,980																																																																																																																																										
新宿・中神	品川・横須賀																																																																																																																																										
14,170	22,960																																																																																																																																										

改正前		改正後						
区間	料金	1箇月	3箇月	6箇月	1箇月	3箇月	6箇月	
大久保・高尾	16,800	47,870	80,620		品川・田浦	22,960	65,420	116,990
大久保・西八王子	16,800	47,870	80,620		品川・東逗子	22,960	65,420	116,990
大久保・八王子	14,490	41,300	69,560		品川・逗子	21,500	61,270	104,330
大久保・豊田	14,490	41,300	69,560		品川・横浜	8,560	24,400	41,100
大久保・坪島	14,170	40,370	67,980		品川・東神奈川	8,560	24,400	41,100
大久保・昭島	14,170	40,370	67,980		品川・新子安	8,560	24,400	41,100
東中野・高尾	16,800	47,870	80,620		大井町・久里浜	27,480	78,320	134,360
東中野・西八王子	16,800	47,870	80,620		大井町・衣笠	22,980	65,500	116,990
東中野・八王子	14,490	41,300	69,560		大井町・横須賀	22,960	65,420	116,990
東中野・豊田	14,490	41,300	69,560		大井町・田浦	22,960	65,420	116,990
東中野・坪島	14,170	40,370	67,980		大井町・逗子	21,500	61,270	104,330
中野・高尾	16,800	47,870	80,620		大井町・横浜	8,560	24,400	41,100
中野・西八王子	16,800	47,870	80,620		大井町・東神奈川	8,560	24,400	41,100
中野・八王子	14,490	41,300	69,560		大井町・新子安	8,560	24,400	41,100
高円寺・高尾	16,800	47,870	80,620		大森・衣笠	22,980	65,500	116,990
高円寺・八王子	14,490	41,300	69,560		大森・横須賀	22,960	65,420	116,990
阿佐ヶ谷・高尾	16,800	47,870	80,620		大森・横浜	8,560	24,400	41,100
阿佐ヶ谷・八王子	14,490	41,300	69,560		大森・東神奈川	8,560	24,400	41,100
渋谷・吉祥寺	6,580	18,760	31,620		蒲田・衣笠	22,980	65,500	116,990

区間	1箇月	3箇月	6箇月	(円)
西大井・久里浜	27,480	78,320	134,360	
西大井・衣笠	22,980	65,500	116,990	
西大井・横須賀	22,960	65,420	116,990	
西大井・田浦	22,960	65,420	116,990	
西大井・逗子	21,500	61,270	104,330	
西大井・横浜	8,560	24,400	41,100	
西大井・東神奈川	8,560	24,400	41,100	
西大井・新子安	8,560	24,400	41,100	
武藏小杉・衣笠	22,980	65,500	116,990	
横浜・田浦	14,170	40,370	67,980	
横浜・逗子	10,210	29,110	49,000	
横浜・鎌倉	10,210	29,110	49,000	
保土ヶ谷・逗子	10,210	29,110	49,000	
名古屋・岡崎	17,300	49,290	89,710	
名古屋・西岡崎	17,300	49,290	89,710	
名古屋・安城	14,430	41,120	69,260	
名古屋・三河安城	14,430	41,120	69,260	

区間	1箇月	3箇月	6箇月	(円)
大阪・神戸	12,530	35,720	60,180	
大阪・元町	12,530	35,720	60,180	
大阪・三ノ宮	12,530	35,720	60,180	
大阪・灘	12,530	35,720	60,180	
大阪・摩耶	12,530	35,720	60,180	
大阪・六甲道	12,530	35,720	60,180	
大阪・宝塚	10,230	29,170	49,100	
大阪・中山寺	10,230	29,170	49,100	
北新地・神戸	12,530	35,720	60,180	
北新地・元町	12,530	35,720	60,180	
北新地・三ノ宮	12,530	35,720	60,180	
北新地・灘	12,530	35,720	60,180	
北新地・摩耶	12,530	35,720	60,180	
北新地・六甲道	12,530	35,720	60,180	
北新地・宝塚	10,230	29,170	49,100	
北新地・中山寺	10,230	29,170	49,100	
新福島・神戸	12,530	35,720	60,180	

改正前		改正後							
区間	料金	1箇月	3箇月	6箇月	区間	料金	1箇月	3箇月	6箇月
茨木・神戸	21,540	61,380	104,540		新福島・元町	12,530	35,720	60,180	
					新福島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180	
					新福島・灘	12,530	35,720	60,180	
					新福島・摩耶	12,530	35,720	60,180	
					新福島・六甲道	12,530	35,720	60,180	
					新福島・宝塚	10,230	29,170	49,100	
					新福島・中山寺	10,230	29,170	49,100	
					海老江・神戸	12,530	35,720	60,180	
					海老江・元町	12,530	35,720	60,180	
					海老江・三ノ宮	12,530	35,720	60,180	
					海老江・灘	12,530	35,720	60,180	
					海老江・摩耶	12,530	35,720	60,180	
					海老江・宝塚	10,230	29,170	49,100	
					海老江・中山寺	10,230	29,170	49,100	
					御幣島・神戸	12,530	35,720	60,180	
					御幣島・元町	12,530	35,720	60,180	
					御幣島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180	
					御幣島・宝塚	10,230	29,170	49,100	
					加島・神戸	12,530	35,720	60,180	
					加島・元町	12,530	35,720	60,180	
					加島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180	
					新大阪・京都	16,840	47,970	80,780	
					新大阪・西大路	16,840	47,970	80,780	
					新大阪・高槻	7,920	22,580	38,020	
					東淀川・京都	16,840	47,970	80,780	
					東淀川・西大路	16,840	47,970	80,780	
					東淀川・高槻	7,920	22,580	38,020	
					吹田・京都	16,840	47,970	80,780	
					吹田・神戸	20,280	57,820	104,540	
					岸辺・神戸	21,330	60,810	104,540	
					岸辺・元町	20,580	58,700	104,540	
					岸辺・三ノ宮	20,280	57,820	104,540	
					千里丘・神戸	21,540	61,380	104,540	
					千里丘・元町	21,330	60,810	104,540	
					千里丘・三ノ宮	20,900	59,550	104,540	

改正前	改正後			
茨木・元町	21,540	61,380	104,540	南田辺・六十谷
茨木・三ノ宮	21,540	61,380	104,540	25,160
茨木・灘	20,900	59,550	104,540	71,660
茨木・摩耶	20,580	58,700	104,540	126,720
茨木・六甲道	20,280	57,820	104,540	南田辺・紀伊伊
摂津富田・神戸	23,020	65,620	117,220	23,430
高槻・神戸	23,020	65,620	117,220	鶴ヶ丘・和歌山
高槻・元町	23,020	65,620	117,220	25,930
高槻・三ノ宮	23,020	65,620	117,220	73,900
桂川・神戸	31,580	90,050	158,400	126,720
西大路・神戸	31,580	90,050	158,400	鶴ヶ丘・紀伊中ノ島
西大路・元町	31,580	90,050	158,400	25,930
西大路・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	73,900
京都・神戸	31,580	90,050	158,400	126,720
京都・元町	31,580	90,050	158,400	長居・和歌山
京都・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	25,930
京都・灘	31,580	90,050	158,400	73,900
京都・摩耶	31,580	90,050	158,400	126,720
京都・城陽	11,220	31,970	53,850	長居・六十谷
京都・JR小倉	8,900	25,390	42,770	24,240
京都・新田	8,900	25,390	42,770	69,100
京都・奈良	20,580	58,690	104,540	126,720
東福寺・JR小倉	8,900	25,390	42,770	我孫子町・和歌山
東福寺・新田	8,900	25,390	42,770	25,600
東福寺・奈良	20,580	58,690	104,540	72,940
稻荷・新田	8,900	25,390	42,770	126,720
塚本・神戸	12,530	35,720	60,180	我孫子町・紀伊中ノ島
塚本・元町	12,530	35,720	60,180	25,160
塚本・三ノ宮	12,530	35,720	60,180	71,660
塚本・宝塚	10,230	29,170	49,100	126,720
尼崎・神戸	12,530	35,720	60,180	鶴ヶ丘・和歌山
JR難波・奈良	16,840	47,970	80,780	25,930
JR難波・郡山	16,840	47,970	80,780	70,530
今宮・奈良	16,840	47,970	80,780	126,720
新今宮・奈良	16,840	47,970	80,780	我孫子町・六十谷
東部市場前・奈良	14,520	41,380	69,690	23,430
東部市場前・郡山	14,520	41,380	69,690	73,900
平野・奈良	14,520	41,380	69,690	126,720
加美・奈良	14,520	41,380	69,690	我孫子町・紀伊中ノ島

改正前	改正後		
久宝寺・奈良	14,520	41,380	69,690
天王寺・奈良	14,520	41,380	69,690
天王寺・郡山	14,520	41,380	69,690
天王寺・和歌山	25,930	73,900	126,720
天王寺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720
天王寺・六十谷	25,930	73,900	126,720
天王寺・紀伊	24,760	70,530	126,720
美章園・和歌山	25,930	73,900	126,720
美章園・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720
美章園・六十谷	25,600	72,940	126,720
美章園・紀伊	23,860	68,050	126,720
南田辺・和歌山	25,930	73,900	126,720

別表第2号レの2 削除

別表第2号レの2  
【第99条】  
東京附近等の特定区間における大人通学定期旅客運賃の特定額

区間	1箇月	3箇月	6箇月	(円)	区間	1箇月	3箇月	6箇月	(円)
東京・西船橋	7,040	20,100	38,060		渋谷・桜木町	7,800	22,260	42,160	
上野・成田	13,180	37,550	71,160		渋谷・横浜	7,580	21,590	40,910	
上野・下総松崎	13,180	37,550	71,160		渋谷・東神奈川	7,580	21,590	40,910	
上野・安食	13,180	37,550	71,160		渋谷・新子安	7,580	21,590	40,910	
上野・小林	12,630	36,010	68,250		恵比寿・横浜	7,580	21,590	40,910	
鶯谷・成田	13,180	37,550	71,160		恵比寿・東神奈川	7,580	21,590	40,910	
鶯谷・下総松崎	13,180	37,550	71,160		日暮里・横浜	7,580	21,590	40,910	
鶯谷・安食	13,180	37,550	71,160		日暮里・成田	13,180	37,550	71,160	
鶯谷・小林	12,330	35,150	66,600		日暮里・下総松崎	13,180	37,550	71,160	
日暮里・成田	13,180	37,550	71,160		日暮里・安食	13,180	37,550	71,160	
日暮里・下総松崎	13,180	37,550	71,160		三河島・成田	13,180	37,550	71,160	
日暮里・安食	13,180	37,550	71,160		三河島・下総松崎	13,180	37,550	71,160	
南千住・成田	13,180	37,550	71,160		三河島・安食	13,010	37,080	70,290	
南千住・下総松崎	13,180	37,550	71,160		南千住・成田	13,180	37,550	71,160	
南千住・安食	12,630	36,010	68,250		南千住・下総松崎	13,180	37,550	71,160	
北千住・成田	13,180	37,550	71,160		北千住・安食	13,010	37,080	70,290	
北千住・下総松崎	13,010	37,080	70,290		綾瀬・成田	13,180	37,550	71,160	
綾瀬・安食	13,180	37,550	71,160		田町・久里浜	13,150	37,480	71,020	
田町・衣笠	13,150	37,480	71,020		田町・横須賀	10,980	31,290	59,280	
新橋・久里浜	13,150	37,480	71,020		新橋・衣笠	13,150	37,480	71,020	
新橋・横須賀	13,150	37,480	71,020		新橋・逗子	10,980	31,290	59,280	
新橋・田浦	10,980	31,290	59,280		新橋・逗子	10,980	31,290	59,280	
浜松町・久里浜	13,150	37,480	71,020		浜松町・衣笠	13,150	37,480	71,020	
浜松町・横須賀	10,820	30,820	58,390		浜松町・逗子	10,820	30,820	58,390	
浜松町・田浦	10,820	30,820	58,390		浜松町・田浦	10,820	30,820	58,390	
浜松町・東逗子	10,820	30,820	58,390		浜松町・逗子	10,820	30,820	58,390	
田町・久里浜	13,150	37,480	71,020		田町・衣笠	13,150	37,480	71,020	

改正前		改正後					
綾瀬・下総松崎	12,630	36,010	68,250	田町・横須賀	10,820	30,820	58,390
亀有・成田	13,180	37,550	71,160	田町・田浦	10,820	30,820	58,390
金町・成田	12,820	36,560	69,270	田町・東逗子	10,820	30,820	58,390
新宿・高尾	7,650	21,820	41,320	田町・逗子	10,820	30,820	58,390
新宿・西八王子	7,650	21,820	41,320	鷺ヶ丘ウェイ・久里浜	13,150	37,480	71,020
新宿・八王子	7,190	20,460	38,780	鷺ヶ丘ウェイ・横須賀	10,820	30,820	58,390
新宿・豊田	7,190	20,460	38,780	鷺ヶ丘ウェイ・田浦	10,820	30,820	58,390
新宿・日野	7,190	20,460	38,780	鷺ヶ丘ウェイ・東逗子	10,820	30,820	58,390
新宿・拝島	7,800	22,260	42,160	品川・久里浜	13,150	37,480	71,020
新宿・昭島	7,800	22,260	42,160	品川・衣笠	10,980	31,290	59,280
新宿・中神	7,800	22,260	42,160	品川・横須賀	10,820	30,820	58,390
大久保・高尾	7,650	21,820	41,320	品川・田浦	10,820	30,820	58,390
大久保・西八王子	7,650	21,820	41,320	品川・東逗子	10,820	30,820	58,390
大久保・八王子	7,190	20,460	38,780	品川・逗子	9,880	28,150	53,360
大久保・豊田	7,190	20,460	38,780	品川・横浜	6,040	17,200	32,590
大久保・拝島	7,800	22,260	42,160	品川・東神奈川	6,040	17,200	32,590
大久保・昭島	7,800	22,260	42,160	品川・新子安	6,040	17,200	32,590
東中野・高尾	7,650	21,820	41,320	大井町・久里浜	13,150	37,480	71,020
東中野・西八王子	7,650	21,820	41,320	大井町・衣笠	10,980	31,290	59,280
東中野・八王子	7,190	20,460	38,780	大井町・横須賀	10,820	30,820	58,390
東中野・豊田	7,190	20,460	38,780	大井町・田浦	10,820	30,820	58,390
東中野・拝島	7,800	22,260	42,160	大井町・逗子	9,880	28,150	53,360
中野・高尾	7,650	21,820	41,320	大井町・横浜	6,040	17,200	32,590
中野・西八王子	7,650	21,820	41,320	大井町・東神奈川	6,040	17,200	32,590
中野・八王子	7,190	20,460	38,780	大井町・新子安	6,040	17,200	32,590
高円寺・高尾	7,650	21,820	41,320	大森・衣笠	10,980	31,290	59,280
高円寺・八王子	7,190	20,460	38,780	大森・横須賀	10,820	30,820	58,390
阿佐ヶ谷・高尾	7,650	21,820	41,320	大森・横浜	6,040	17,200	32,590
阿佐ヶ谷・八王子	7,190	20,460	38,780	大森・東神奈川	6,040	17,200	32,590
涉谷・吉祥寺	5,490	15,660	29,640	蒲田・衣笠	10,980	31,290	59,280

(円)			
区間	1箇月	3箇月	6箇月
西大井・久里浜	13,150	37,480	71,020
西大井・衣笠	10,980	31,290	59,280
西大井・横須賀	10,820	30,820	58,390
西大井・田浦	10,820	30,820	58,390
西大井・逗子	9,880	28,150	53,360
西大井・横浜	6,040	17,200	32,590

(円)			
区間	1箇月	3箇月	6箇月
大阪・神戸	6,910	19,690	37,310
大阪・元町	6,910	19,690	37,310
大阪・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
大阪・難波	6,910	19,690	37,310
大阪・摩耶	6,910	19,690	37,310
大阪・六甲道	6,910	19,690	37,310

改正前	改正後						
西大井・東神奈川	6,040	17,200	32,590	大阪・宝塚	6,530	18,620	35,280
西大井・新子安	6,040	17,200	32,590	大阪・中山寺	6,530	18,620	35,280
武藏小杉・衣笠	10,980	31,290	59,280	北新地・神戸	6,910	19,690	37,310
横浜・田浦	7,800	22,260	42,160	北新地・元町	6,910	19,690	37,310
横浜・逗子	6,520	18,590	35,210	北新地・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
横浜・鎌倉	6,520	18,590	35,210	北新地・灘	6,910	19,690	37,310
保土ヶ谷・逗子	6,520	18,590	35,210	北新地・摩耶	6,910	19,690	37,310
名古屋・岡崎	7,760	22,120	41,920	北新地・六甲道	6,910	19,690	37,310
名古屋・西岡崎	7,760	22,120	41,920	北新地・宝塚	6,530	18,620	35,280
名古屋・安城	6,920	19,730	37,370	北新地・中山寺	6,530	18,620	35,280
名古屋・三河安城	6,920	19,730	37,370	新福島・神戸	6,910	19,690	37,310
名古屋・東刈谷	6,920	19,730	37,370	新福島・元町	6,910	19,690	37,310
名古屋・野田新町	6,920	19,730	37,370	新福島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
名古屋・尾張一宮	6,530	18,610	35,240	新福島・灘	6,910	19,690	37,310
名古屋・岐阜	7,770	22,160	41,980	新福島・摩耶	6,910	19,690	37,310
名古屋・桑名	6,470	18,430	34,890	新福島・六甲道	6,910	19,690	37,310
名古屋・朝日	7,150	20,370	38,610	新福島・宝塚	6,530	18,620	35,280
名古屋・富田	7,150	20,370	38,610	新福島・中山寺	6,530	18,620	35,280
名古屋・富田浜	7,150	20,370	38,610	海老江・神戸	6,910	19,690	37,310
名古屋・四日市	7,150	20,370	38,610	海老江・元町	6,910	19,690	37,310
尾頭橋・岡崎	7,760	22,120	41,920	海老江・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
尾頭橋・安城	6,920	19,730	37,370	海老江・灘	6,910	19,690	37,310
尾頭橋・三河安城	6,920	19,730	37,370	海老江・摩耶	6,910	19,690	37,310
尾頭橋・東刈谷	6,920	19,730	37,370	海老江・宝塚	6,530	18,620	35,280
尾頭橋・岐阜	8,110	23,100	43,780	海老江・中山寺	6,530	18,620	35,280
金山・岡崎	7,760	22,120	41,920	御幣島・神戸	6,910	19,690	37,310
金山・安城	6,920	19,730	37,370	御幣島・元町	6,910	19,690	37,310
金山・三河安城	6,920	19,730	37,370	御幣島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
金山・名古屋	2,810	8,020	15,180	御幣島・宝塚	6,530	18,620	35,280
金山・尾張一宮	7,030	20,030	37,930	加島・神戸	6,910	19,690	37,310
金山・岐阜	8,110	23,100	43,780	加島・元町	6,910	19,690	37,310
熱田・安城	6,920	19,730	37,370	加島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
枇杷島・岐阜	7,050	20,110	38,070	新大阪・京都	7,660	21,860	41,400
八田・富田	7,150	20,370	38,610	新大阪・西大路	7,660	21,860	41,400
八田・富田浜	7,150	20,370	38,610	新大阪・高槻	6,060	17,240	32,660
八田・四日市	7,150	20,370	38,610	東淀川・京都	7,660	21,860	41,400
春田・富田浜	7,150	20,370	38,610	東淀川・西大路	7,660	21,860	41,400
春田・四日市	7,150	20,370	38,610	東淀川・高槻	6,060	17,240	32,660
蟹江・四日市	7,150	20,370	38,610	吹田・京都	7,660	21,860	41,400

改正前				改正後			
区間	1箇月	3箇月	6箇月	区間	1箇月	3箇月	6箇月
大 阪・京 都	7,660	21,860	41,400	吹 田・神 戸	9,470	27,000	51,160
大 阪・西 大 路	7,660	21,860	41,400	岸 辺・神 戸	9,900	28,210	53,460
大 阪・桂 川	7,660	21,860	41,400	岸 辺・元 町	9,660	27,530	52,160
大 阪・向 日 町	7,660	21,860	41,400	岸 辺・三 ノ 宮	9,470	27,000	51,160
大 阪・高 棚	6,060	17,240	32,660	千 里 丘・神 戸	9,900	28,210	53,460
大 阪・摂 津 富 田	6,060	17,240	32,660	千 里 丘・元 町	9,900	28,210	53,460
大 阪・JR総持寺	6,060	17,240	32,660	千 里 丘・三 ノ 宮	9,900	28,210	53,460
(円)							
茨 木・神 戸	9,900	28,210	53,460	区間	1箇月	3箇月	6箇月
茨 木・元 町	9,900	28,210	53,460	南 田 辺・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
茨 木・三 ノ 宮	9,900	28,210	53,460	南 田 辺・六 十 谷	12,410	35,350	67,010
茨 木・灘	9,900	28,210	53,460	南 田 辺・紀 伊	11,570	32,960	62,440
茨 木・摩 耶	9,660	27,530	52,160	鶴 ケ 丘・和 歌 山	12,410	35,350	67,010
茨 木・六 甲 道	9,470	27,000	51,160	鶴 ケ 丘・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
摂 津 富 田・神 戸	11,000	31,360	59,400	鶴 ケ 丘・六 十 谷	12,190	34,770	65,890
高 棚・神 戸	11,000	31,360	59,400	長 居・和 歌 山	12,410	35,350	67,010
高 棚・元 町	11,000	31,360	59,400	長 居・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
高 棚・三 ノ 宮	11,000	31,360	59,400	長 居・六 十 谷	12,030	34,260	64,930
桂 川・神 戸	15,160	43,240	81,900	我 孫 子 町・和 歌 山	12,410	35,350	67,010
西 大 路・神 戸	15,160	43,240	81,900	我 孫 子 町・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
西 大 路・元 町	15,160	43,240	81,900	我 孫 子 町・六 十 谷	11,850	33,760	63,960
西 大 路・三 ノ 宮	15,160	43,240	81,900	杉 本 町・和 歌 山	12,410	35,350	67,010
京 都・神 戸	15,160	43,240	81,900	杉 本 町・紀伊中ノ島	12,190	34,770	65,890
京 都・元 町	15,160	43,240	81,900	杉 本 町・六 十 谷	11,570	32,960	62,440
京 都・三 ノ 宮	15,160	43,240	81,900	浅 香・和 歌 山	12,190	34,770	65,890
京 都・灘	15,160	43,240	81,900	浅 香・紀伊中ノ島	12,030	34,260	64,930
京 都・摩 耶	15,160	43,240	81,900	堺 市・和 歌 山	12,030	34,260	64,930
京 都・城 陽	6,940	19,780	37,480	堺 市・紀伊中ノ島	11,850	33,760	63,960
京 都・J R小倉	6,680	19,060	36,130	三国ヶ丘・和 歌 山	11,850	33,760	63,960
京 都・新 田	6,680	19,060	36,130	百 舌 鳥・和 歌 山	11,570	32,960	62,440
京 都・奈 良	9,650	27,530	52,150				
東 福 寺・J R小倉	6,680	19,060	36,130				
東 福 寺・新 田	6,680	19,060	36,130				
東 福 寺・奈 良	9,650	27,530	52,150				
稻 荷・新 田	6,680	19,060	36,130				
塚 本・神 戸	6,910	19,690	37,310				
塚 本・元 町	6,910	19,690	37,310				

改正前	改正後		
<u>塚 本・三ノ宮</u>	<u>6,910</u>	<u>19,690</u>	<u>37,310</u>
<u>塚 本・宝 塚</u>	<u>6,930</u>	<u>18,620</u>	<u>35,280</u>
<u>尼 崎・神 戸</u>	<u>6,910</u>	<u>19,690</u>	<u>37,310</u>
<u>JR 難波・奈 良</u>	<u>7,660</u>	<u>21,860</u>	<u>41,400</u>
<u>JR 難波・郡 山</u>	<u>7,660</u>	<u>21,860</u>	<u>41,400</u>
<u>今 宮・奈 良</u>	<u>7,660</u>	<u>21,860</u>	<u>41,400</u>
<u>新 今 宮・奈 良</u>	<u>7,660</u>	<u>21,860</u>	<u>41,400</u>
<u>東部市場前・奈 良</u>	<u>7,200</u>	<u>20,500</u>	<u>38,860</u>
<u>東部市場前・郡 山</u>	<u>7,200</u>	<u>20,500</u>	<u>38,860</u>
<u>平 野・奈 良</u>	<u>7,200</u>	<u>20,500</u>	<u>38,860</u>
<u>加 美・奈 良</u>	<u>7,200</u>	<u>20,500</u>	<u>38,860</u>
<u>久 宝 寺・奈 良</u>	<u>7,200</u>	<u>20,500</u>	<u>38,860</u>
<u>天 王 寺・奈 良</u>	<u>7,200</u>	<u>20,500</u>	<u>38,860</u>
<u>天 王 寺・郡 山</u>	<u>7,200</u>	<u>20,500</u>	<u>38,860</u>
<u>天 王 寺・和 歌 山</u>	<u>12,410</u>	<u>35,350</u>	<u>67,010</u>
<u>天 王 寺・紀伊中ノ島</u>	<u>12,410</u>	<u>35,350</u>	<u>67,010</u>
<u>天 王 寺・六 十 谷</u>	<u>12,410</u>	<u>35,350</u>	<u>67,010</u>
<u>天 王 寺・紀 伊</u>	<u>12,190</u>	<u>34,770</u>	<u>65,890</u>
<u>美 章 園・和 歌 山</u>	<u>12,410</u>	<u>35,350</u>	<u>67,010</u>
<u>美 章 園・紀伊中ノ島</u>	<u>12,410</u>	<u>35,350</u>	<u>67,010</u>
<u>美 章 園・六 十 谷</u>	<u>12,410</u>	<u>35,350</u>	<u>67,010</u>
<u>美 章 園・紀 伊</u>	<u>11,850</u>	<u>33,760</u>	<u>63,960</u>
<u>南 田 辺・和 歌 山</u>	<u>12,410</u>	<u>35,350</u>	<u>67,010</u>

(以下略)

(以下略)